第1次那珂市総合計画後期基本計画(案)

| 第1部 | 序論 |
|-----|-------------------------------------|
| 1 | 後期基本計画策定の趣旨・・・・・・・・・1 |
| 2 | 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・1 |
| 3 | 計画の進行管理と行政評価・・・・・・・・・2 |
| 4 | 前期基本計画における取り組み・・・・・ 3 |
| 5 | 東日本大震災の経験を踏まえて・・・・・・・5 |
| 第2部 | 後期基本計画 |
| 序章 | 計画の策定にあたって |
| 1 | まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・6 |
| 2 | まちづくりの視点・・・・・・・・・・・・6 |
| 3 | 人口の推計・・・・・・・・・・・・・7 |
| 第1章 | 声 市民との協働のまちづくり・・・・・・・・8 |
| 第2章 | 室 安全で快適な住みよいまちづくり・・・・・・ 16 |
| 第3章 | 章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり・・ 45 |
| 第4章 | 章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり・・・・ 67 |
| 第5章 | 章 活力があり賑わいのあるまちづくり・・・・・ 87 |
| 第6章 | 章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり・・100 |

第1部 序 論

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年3月に第1次那珂市総合計画を策定して、まちづくりの将来像の実現を念頭に、行財政運営を進めています。このたび、平成 24 年度をもって前期基本計画の期間が終了するにあたり、改めてこの5年間の社会情勢の変化を振り返ると、加速する少子高齢化や経済状況の深刻化、地球規模の環境問題や情報ネットワークの高度化、あるいはグローバル化(※)の進展など、ますます変化・変革の度合いが高まってきています。また、平成 23 年3月に発生した東日本大震災や原子力発電所の事故は、その後の人々の価値観や生き方、安全に対する認識などに、これまでにない大きな影響をもたらしています。

一方、本市を取り巻く環境も、地方分権の進展や少子高齢化の進行、行政ニーズの多様化、厳しい財政状況などにより大きく変化しています。また、東日本大震災を踏まえた防災計画の見直しや原子力発電所の事故への対応など、急を要する課題も多く抱えています。このようななか、行政改革大綱や財政健全化プランを策定して、行財政改革に取り組むとともに、総合計画の柱である協働のまちづくりを実現するために、「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」を制定して、市民と市との協働体制による新しいまちづくりを進めているところです。

このように変化し続ける社会情勢や、取り巻く環境の厳しさのなかにあっても、その状況に 柔軟に、また確実に対応しつつ、まちづくりを計画的・具体的に進めていくため、その指針と なる後期基本計画を定めます。

※用語の説明

グローバル化:社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象。

2 計画の位置づけと期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3段階の構成となっています。今回策定する後期基本計画は、前期5年間の基本計画に続くものとして、平成29年度を目標年度として策定するものです。

(1) 基本構想

市の「将来像」を掲げ、その実現に向けた「まちづくりの基本理念」と「施策の大綱」を定めています。計画期間は平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間です。

(2) 基本計画

「基本構想」で掲げた市の将来像を実現するため、まちづくりの基本理念に基づいて各施策への取り組みの方針を定めています。計画期間は平成20年度から平成24年度までを前期、平成25年度から平成29年度までを後期としています。

(3) 実施計画

「基本計画」で定めた施策の方針に基づき、3年間の具体的な事業計画を定めています。財政状況や社会情勢の変化なども考慮しながら、毎年度見直しを行います。

3 計画の進行管理と行政評価

後期基本計画で定めた施策に取り組むにあたっては、各事務事業(※)を着実に実行するため、行政評価システムを活用します。これにより計画の進行管理を行うとともに、それぞれの取り組みがどの程度成果を上げたかについて評価することで、行政サービスの向上を図っていきます。また、評価の結果を公表して説明責任を果たすとともに、市民の意見を取り入れ、評価の透明性と客観性を確保します。

●行政評価システムとは・・

行財政運営の健全化を図るうえで、事務事業の見直しが有効であるという観点から、本市では「行政評価システム」を導入しています。

総合計画では、基本構想において6つの柱と30の施策を掲げ、さらに基本計画により、施策ごとの基本事業と事務事業が体系化されています。行政評価は、まず、これらの体系の各段階において、それぞれの取り組みの目的を明らかにすることから始まります。その目的は、『働きかける相手(対象)』に『どのようになってもらうか(意図)』という視点から設定されます。

さらに、『その目的がどの程度達成されているかを測る指標(成果指標)』を設定します。これは、 施策や事務事業が、それぞれ目指すべきものにどの程度近づいているか、その進行度合いを確認す るものです。この指標の推移を年ごとに把握・比較することで、事業の成果が評価されることにな ります。

そして、そこから見えてくる課題を明らかにして、次年度以降の取り組みに反映させていくことで、行政サービスの質の向上を図るという仕組みが、行政評価システムです。

※用語の説明

事務事業:施策を実現させるための具体的な手段。市が直接実施するものや補助金などを交付して実施するものがある。

4 前期基本計画における取り組み

前期の基本計画期間においては、基本構想に掲げた「市民とともに創る協働のまちづくり」「市民が安全で安心して暮らせる住みよいまちづくり」「市民がいきいきと輝き、活力あふれるまちづくり」の3つの基本理念に基づき、6つの柱の方針に沿って各施策に取り組んできました。

(1) 市民との協働のまちづくり

市民と市との協働のまちづくりの第一歩として、「那珂市協働のまちづくり推進基本条例」を制定して市民自治組織を立ち上げました。市民が主体的にまちづくりに参加できるよう区の制度を自治会制度に移行し、「まちづくり協議会」を上部組織として、市内8地区に「地区まちづくり委員会」が設立されました。また、「まちづくり出前講座」やフォーラムの開催をはじめとする各種の啓発事業や市民活動団体の設立支援などを実施して、協働のまちづくりに対する意識を育てる取り組みを行いました。

男女共同参画の推進においては、「那珂市男女共同参画プラン」を策定して、家庭や地域、職場などにおける男女共同の意識の向上を図るため、啓発事業を実施しました。

(2) 安全で快適な住みよいまちづくり

防災対策として、地震に対しては、学校はじめ公共施設の耐震補強、火災や水害に対しては、消防団の活動支援や排水路の整備などにより対策を講じました。また、高齢者や障がい者など、特に支援を要する市民を援護するために災害時要援護者支援制度を立ち上げ、地域における災害弱者の支援に着手しました。

東日本大震災に関しては、復旧・復興方針を定めて、道路や上下水道をはじめとするインフラや、市の公共施設について早期の復旧に取り組んでいるところです。

防犯対策としては、防犯灯設置や自警団の設立を進めるほか、警察や地域の関係機関など とのネットワークの構築や消費生活相談センターの設置を行いました。交通環境については、 県道や都市計画道路の供用開始や生活道路の改良などにより、交通網の整備を進めました。 また、交通事故から市民の生命を守るため、高齢者や子どもに対する交通安全意識の啓発を 実施しました。

快適な生活環境を維持するために、市民に対してごみや生活排水の適切な処理を呼びかけるとともに、節電意識や省エネの取り組みについても啓発を行いました。また、区画整理事業や、地域住民とともに地区計画によるまちづくり事業などを実施して、市街地の整備を進め、良好な住環境の形成を図りました。

(3) 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

福祉の総合的な計画として「那珂市地域福祉計画」を策定しました。これにより子どもから高齢者、障がい者の誰もが、健康で生きがいを持って暮らしていける地域社会の実現に取り組みました。また、東日本大震災を踏まえて計画の見直しを行い、地域福祉の体制強化を目指しているところです。

高齢者については、介護保険制度の適切な運用のほか、元気で自立した生活が続けられる

よう、民生委員や地域包括支援センターなどとの連携により、見守りや介護予防のための支援を行いました。また、障がい者については、障害者自立支援法に基づいてサービスの給付を行い、市社会福祉協議会をはじめとする関係機関とともに地域での生活を支援しました。

子どもに対する支援については、「那珂市次世代育成支援対策行動計画」を見直して、子どもの人権を守るとともに、健全育成や家庭と仕事の両立支援のための施策を実施しました。 そのほか、市民の生命と健康を守るため、休日診療や救急医療への対応など、地域医療の体制整備や、健康診査や健康相談、生活指導などの取り組みを進めました。

(4) 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

学校教育施設については、東日本大震災により被災した校舎、体育館などについて、復旧工事や耐震補強工事を進めました。学習面では、能力に応じたきめ細かい指導により児童・生徒の学力向上を図るとともに、「生きる力」を育むため、多様な体験学習の機会を提供しました。また、心身ともに健全な成長を促すために、さまざまな悩みに対応した相談支援を行うとともに、大人からの指導ばかりでなく、規範を守るための自分たちの約束として、児童自らが「なかっこ宣言」の策定に取り組みました。

青少年の健全育成については、地域において青少年をあたたかく見守る環境をつくるため、 保護者や関係団体などとの連携を進めました。

主体的な学習活動を通して、市民がいきいきと充実した生活が送れるよう、生涯学習や生涯スポーツの講座・教室などの機会を提供したほか、異文化に触れることで視野と見識を広められるよう、国際交流や国内交流の取り組みを進めました。また、市内に残る歴史資産や伝統文化を後世に伝えるため、保護・保存に努めました。

(5) 活力があり賑わいのあるまちづくり

本市の基幹産業である農業の振興については、生産性向上のための基盤整備、生産調整にかかる戸別補償や転作奨励のほか、園芸の振興や地産地消の取り組みなどにより農家の経営の安定化を図りました。

商工業については、商工会と連携して、経営改善や合理化の支援を行うとともに、地域ブランド品や店舗・事業所ごとに自慢の商品・サービスを開発・提供するなど、地域産業の活性化を進めました。また、工業団地への優良企業の立地を目指して、県などの関係機関と情報交換を行いながら誘致活動に努めました。

観光の振興においては、市内の観光資源を活用した各種イベント、まつりなどの開催により観光客を呼び込むほか、「那珂ふるさと大使」や観光協会との連携により、情報発信の充実に取り組みました。

(6) 行財政運営の効率化による自立したまちづくり

「第1次那珂市行政改革大綱(集中改革プラン)」および「第2次那珂市行政改革大綱」により行政改革を推進するとともに、「那珂市財政健全化プラン」を策定して、持続可能な財政運営に取り組みました。また事務の効率化を図るために、行政の組織体制の見直しや公の施設における指定管理者制度の導入を進めました。

住民サービスの向上については、市民の意見・要望の反映や職員の資質向上などにより改

善を進めるとともに、窓口サービス検討委員会を設置して、より質の高いサービスの提供について調査・検討を行いました。

5 東日本大震災の経験を踏まえて

東日本大震災は、市民の生活を支える社会基盤施設に大きな被害をもたらしました。被災からの復旧が完了しても、原子力発電所の事故による日常生活や産業への影響は、今後、長期にわたることが懸念され、風評被害など、継続して対策を講じていかなければなりません。

また一方で、災害時の対応として、庁内の連絡系統や市民への情報伝達、避難所の設置・誘導、安否確認や要援護者への支援など、解決すべき課題もまた、数多く存在しています。

今回の震災の経験を踏まえたなかでは、産業部門のさらなる振興をはじめ、市民の意識のうえでも地域での助け合いの気運を高めていくなど、復興の観点からも各事業に取り組んでいく必要があります。

そのために、まずは地域防災計画を見直して災害対策の実効性を確保します。そのうえで、 建造物の耐震化をはじめとする都市基盤の整備や、風評被害を払しょくするための適切な情報 発信、自主防災組織の設立などによる地域コミュニティの強化など、災害に強い、安全・安心 なまちづくりを進めます。

第2部 後期基本計画

序章 計画の策定にあたって

1 まちづくりの目標

後期基本計画として、平成 29 年度までに実現を目指すまちづくりの目標を次のように定めます。

市民とともに創る豊かな生活文化都市

2 まちづくりの視点

これまでの前期基本計画における取り組みの成果や東日本大震災の経験を踏まえたうえで、 協働のまちづくりを根底に置き、6つの視点から後期基本計画を策定します。また、今後5年 間のまちづくりの指針として位置づけます。

(1) 市民と市のパートナーシップの確立

「まちづくりの主役は市民」という認識を原点に、市民・市民自治組織・市民活動団体・ 事業者、そして行政が、それぞれの役割を担いながら、ともに話し合い、理解しあい、協力 しあって対等な協働関係を築きます。

(2) 地域コミュニティの力をいかしたまちづくり

防災・防犯や見守り合い・支え合いなど、日常の生活の中で地域の力が発揮される分野は 数多くあります。地域と市がともに知恵を出し合い、コミュニティの力を再生します。

(3) 少子高齢社会における「絆の力」の活用

大震災の経験から、これまでの個人優先の考え方や生活様式が見直され、人々はつながりを求めるようになりました。人から人、家庭から地域へとつながる「絆」は、お互いを支え合う豊かな人間関係を作り上げます。この「絆の力」を、少子高齢社会の課題の解決に活用していきます。

(4)情報公開による市民との信頼関係の構築

行政情報の公開を積極的に行うとともに、個人情報を適切に管理することによって、市民 との信頼関係を築きます。この信頼関係は、市民と行政が一体となって行うまちづくりの最 大の基礎となります。

(5) 地方分権化への対応における自主性・自立性の確保

地方分権がめざす「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」のため、自主性・自立性を持って行政運営にあたります。また、地域のニーズにあった政策を実現するため、市民の意見や行政評価システムによる評価を反映します。

(6) 市の「将来像」の実現に向けた新たな取り組み

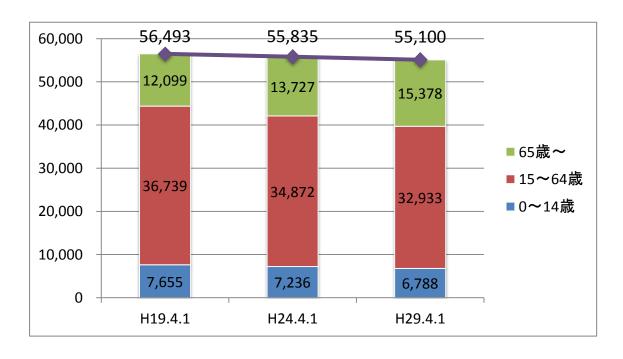
後期基本計画においては、基本構想に掲げた市の将来像を踏まえた上で、これまでの社会経済情勢の変化、あるいは大震災を契機とした人々の価値観の変化など、社会全体を取り巻く変化・変革の感覚を取り入れながら、今後5年間の新たなまちづくりの目標を念頭に取り組みます。

3 人口の推計

本市の人口は平成 17年の 56,607 人をピークに減少を続けています。総合計画の策定時には目標年度である平成 29年度の人口を 56,000 人と推計しましたが、平成 24年 4月 1日で、すでに 55,835 人となっています。

後期基本計画の策定にあたり、改めて本市の将来人口を推計したところ、計画の目標年度である平成 29 年度には 55,100 人に減少すると見込まれます。また、世代別の構成をみても、少子高齢化の進行は明らかです。

これらの現象は全国的な傾向ではありますが、今後のまちづくりを進めるうえでは、働く世代を中心に人口の減少を最小限にとどめなければなりません。そのためにも、暮らしやすい居住環境の整備や、安心して子どもを産み育てられる地域づくりなど、種々の施策への取り組みが必要です。 (※人口は、住民基本台帳をもとにしています。)



第1章 市民との協働のまちづくり

施策1 市民との協働によるまちづくりを推進する

施策2 尊重しあう社会の形成を図る

第1章 市民との協働のまちづくり

施策1 市民との協働によるまちづくりを推進する

◆前期計画の取り組み

- ・ 協働のまちづくりの基礎をつくるため、市協働のまちづくり指針(※1)および市協働のまちづくり推進基本条例(※2)を制定して、各地域に市民自治組織である地区まちづくり委員会および自治会(※3)を設置しました。(市民自治組織支援事業)
- ・ 市民や市民自治組織、市民活動団体(※4)、事業者が協働のまちづくりについて理解を深められるよう、協働のまちづくり推進フォーラムやまちづくりリーダー養成講座などを開催しました。(協働のまちづくり推進事業)
- ・ 市民活動団体の設立を支援したほか、市民自治組織などから協働の先進事例となる事業の提案を受けて地域の活動を支援しました。(市民活動支援事業)
- ・ 各地域の自治活動が円滑に進むよう、地区交流センターや自治活動施設、市民活動支援センターなどの拠点づくりを進めました。(地区交流センター管理事業、自治活動施設建設費等補助事業、市民活動支援センター運営事業)
- ・ 「広報なか」および「おしらせ版」を発行したほか、市ホームページでは情報を随時 更新してわかりやすく、また、より迅速な情報の提供に努めました。(広報紙発行事業)
- ・ 行政情報を提供して市政に対する理解を深めてもらうため、職員が講師となってまちづくり出前講座を開催しました。(出前講座開催事業)
- ・ 市長と市民が身近に意見交換を行い、率直な意見を市政運営に反映させるため、自治 会や団体などを単位としてふれあい座談会を開催しました。(ふれあい座談会開催事業)

◆現状

- ・ 8地区に地区まちづくり委員会が設置されており、地区内の自治会や市民活動団体などで構成されています。また、市内には69の自治会があり、市民に最も身近なコミュニティ(※5)である組合(班)を単位として、地域での自主的活動を行っています。
- ・ 市民活動団体として、235 団体が登録されています。
- ・ 平成23年度に実施した市民アンケートによると、まちづくり活動に参加したことがある人の割合は52.3%で、活動の内訳では「地域の清掃や美化・緑化活動」、「地域のまつりやイベントの運営」、「スポーツやレクリエーション活動」、「地域の防犯活動や交通安全に関する活動」が多くなっています。
- ・ 市民アンケートによると、市の行政情報を広報紙やおしらせ版から把握している人の 割合は93.0%です。一方、市のホームページから把握している人は16.3%で、そのうち の64.3%がホームページは役に立ったと答えています。
- ・ まちづくり出前講座は、平成21年度の事業開始から3か年度で延べ112回開催されています。
- ・ 平成23年度は、ふれあい座談会が13回開催され、263人が参加しています。また市 民ボックスへは53件、市民相談室へは65件の意見や要望が寄せられています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ まちづくりの意義について理解を深めながら、協働のまちづくりを推進する体制を確立する必要があります。 (①)
- ・ 協働のまちづくりを進めるうえで、行政からの情報提供の充実や、きめ細かい相談支援が必要です。 (①、③)
- ・ まちづくりの基盤となるコミュニティが自主的・主体的にまちづくりを進めるため、 地域におけるまちづくり活動を支援する必要があります。 (②)
- ・ 市民が市に愛着を感じることで、まちづくりに積極的に関わる意識を持ってもらうことが必要です。 (①、③)
- ・ 市民、市民自治組織、市民活動団体、事業所の、それぞれが持つ意見や要望を的確に 把握して市政運営に反映させることが必要です。(④)

◆施策の方針

対 象 市民(市民、市民自治組織、市民活動団体、事業所)・行政

意 図 協働してまちづくりに取り組む

目標指標 まちづくり活動に参加している市民の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 52. 3% | 65% | 70% |

◆基本事業と主な事務事業

| _ | A PACE OF THE PACE | | | |
|-------|--------------------|---------------------|------------------------------------|--|
| 基本事業名 | | 基本事業名 | 主な事務事業 | |
| | 1 | 市民・コミュニティとの 協働体制の確立 | 市民自治組織支援事業、協働のまちづくり推進事業 | |
| | 2 | 市民活動への支援と連携 | 市民活動支援センター運営事業、市民活動支援事業 | |
| | 3 | 情報の発信と共有 | 広報紙発行事業、情報公開・個人情報保護事業、出前 講座開催事業 | |
| | 4 | 広聴機能の充実 | ふれあい座談会開催事業、市民相談事業、各種審議会 等設置事業 | |

◆基本事業ごとの方針

①市民・コミュニティとの協働体制の確立

- ・ 市協働のまちづくり推進基本条例によるまちづくりについて市民に広く理解を促す ため、情報提供や啓発を行います。
- ・ 市と市民の役割分担を明確にして、共通の認識のもとに協働のまちづくりを進めます。
- ・ 地区まちづくり委員会が、各地区の住民や市民活動団体、ボランティア団体、事業 所などと協働して地域のまちづくりに取り組めるよう、支援・協力を行います。

- ・ 地域で自主的に活動する人材の発掘やリーダー養成を進めます。
- ・ 地域コミュニティの活性化を図るために、地域の住民一人ひとりにまちづくりを担う意識が育つよう、地区まちづくり委員会や自治会と協働して啓発や活動を支援します。
- ・ 地域の課題の解決のため、また、よりよい地域づくりのために、相談の場や事業提 案の機会を確保します。
- ・ 選挙に投票することは、行政に参画する大切な行動であり、また、協働のまちづく りの第一歩でもあります。市民の投票行動を促すために、特に若い世代への意識啓発 を進めます。

②市民活動への支援と連携

- ・ 地域の交流や活動の拠点であるコミュニティセンター(※6) および、情報交換の 場となる市民活動支援センターの機能の充実を図ります。
- ・ まちづくり活動の主体となる市民活動団体の設立や自立を支援するとともに、より 多くの市民がまちづくり活動に参加できるよう、啓発を進めます。
- ・ 活動団体に地域づくりの先進的な取り組みを提案してもらい、その実現を支援する ことで協働のまちづくりを進めます。

③情報の発信と共有

- ・ 広報紙やホームページの内容の充実を図るとともに、ICT(※7)、マスメディアなどの新しい媒体の活用や、編集・表現方法の工夫などにより、便利でわかりやすい情報の提供に努めます。
- ・ 行政情報だけでなく、市の魅力を内外に発信して市や市政への関心を高めます。
- 市政に対する理解を促すため、まちづくり出前講座を充実します。
- ・ 統計調査や各種アンケート調査から得られる情報を、行政運営の改善・改革に活用します。
- ・ 公文書をはじめ市が保有する各種の情報(※8)を適切に管理しながら、市民に対し積極的・迅速に公開・開示・提供します。

④広聴機能の充実

- ・ ふれあい座談会の開催や市民ボックスの設置、パブリックコメント(※9)の実施などにより、広く市民の意見・要望を把握するよう努めます。
- ・ 各種審議会、協議会、計画策定委員などの委員について、公募者や団体代表を積極 的に登用することで、市民の意見を市政運営に反映します。

◆関連する市の計画(計画期間)

市協働のまちづくり指針(平成21年度策定)

※用語の説明

- 1 市協働のまちづくり指針:第1次那珂市総合計画のまちづくりの理念のひとつである「市 民とともに創る協働のまちづくり」を進めるため、市の協働の進め方の基本的な考え方を 整理したもの。平成21年12月作成。
- 2 市協働のまちづくり推進基本条例:市と市民が、それぞれに果たすべき役割を認識しながら、協働してまちづくりに取り組み、安全で安心して生活できる魅力あるまちを実現するために制定したもの。平成22年公布。
- 3 市民自治組織、地区まちづくり委員会、自治会:市民自治組織とは、一定の地域において 地域の発展及び課題解決について考え行動する組織で、地区まちづくり委員会や自治会を 指す。地区まちづくり委員会とは、自治会ほか、民生委員・児童委員、自警団組織、その 他の団体で組織され、小学校単位で設置されたもの。自治会とは「区制度」から移行した 単位自治組織。
- 4 市民活動団体:市民の自発的な意思に基づき、自らの生活向上および地域活性化を目的とした継続性の見込める活動を行っている団体。
- 5 コミュニティ:同じ地域に住み、生活、伝統や習慣などを共有し、相互に結びついている 共同体。
- 6 コミュニティセンター: 市民自らがまちづくりを進めるための拠点施設。地域の生涯学習の場・地域住民の交流の場として設置されている施設。市には、「ふれあいセンターよこぼり」「ふれあいセンターごだい」「ふれあいセンターよしの」「総合センターらぽーる」の4施設がある。
- 7 ICT:「情報通信技術」と訳され、ITの「情報」に「コミュニケーション」が加わり、 ネットワーク通信による情報・知識の共有を表現している。
- 8 公文書をはじめ市が保有する各種の情報:例として行政評価や行政改革の結果、各種計画。
- 9 パブリックコメント:政策や条例の案を事前に公表し、広く意見を反映させる制度。政策などの策定過程の公正さの確保、透明性の向上を図ることを目的とする。

第1章 市民との協働のまちづくり

施策2 尊重しあう社会の形成を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 男女共同参画(※1)の推進のために活動する女性団体を育成・支援しました。また、 各種研修会やセミナー、講演会などを実施して市民への意識啓発を図りました。(男女 共同参画推進事業)
- ・ 人権(※2)相談会や人権教室、人権講演会の開催や、イベント会場での街頭啓発活動を実施して、人権尊重意識の普及を行いました。(人権啓発事業)
- ・ 市民に対して弁護士による無料法律相談を実施して、法律上の適切な助言を受けられる機会を提供しました。(法律相談事業)
- ・ 「核兵器廃絶・平和市宣言市」として平和を守る意識を啓発するため、原爆の悲劇や 平和の尊さについて考える機会として、原爆写真パネル展を開催しました。

◆現状

- ・ 平成23年度に実施した男女共同参画に関する市民アンケートによると、家庭における 立場が平等であると答えた人の割合は43.6%、職場における立場の平等の割合は28.8% となっており、平成18年度の調査と比較して、平等と答えている人の割合は増加の傾向 にあります。
- ・ 市役所内の審議会などにおける女性委員については、平成23年度末で23審議会中、16審議会で登用が進んでいます。しかしながら、女性委員は71人、割合では20.7%で、第2次市行政改革大綱実施計画の平成25年度の目標である30%を下回っています。
- ・ 市内の女性団体が連携して活動を進めるため、「女性ネットワークなか」が組織されており、平成24年4月1日時点で、13団体が加盟しています。
- ・ 人権相談会を年に4回開催しています。また、平成23年度の人権講演会には230人が 参加しています。
- ・ 市立の全小学校において、毎年3学年の児童を対象に人権教室を開催しています。
- 毎月実施している無料法律相談は、平成23年度は227人が申し込んでいます。
- 原爆パネル展へは、平成23年度は120人が来場しています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 男女共同参画や人権尊重、平和希求に対する意識を、市民一人ひとりに普及・啓発する必要があります。 (①、②)
- ・ 男女共同参画の啓発事業への参加者が女性に固定化しているため、性別や年齢などを 問わず、広く市民が参加できるよう働きかける必要があります。 (①)
- ・ 社会全体における男女共同参画を推進するため、市役所などの公的機関において、率 先して女性登用に取り組む必要があります。(①)
- 男女共同参画社会の実現に向け、人材の育成と活動支援が必要です。(①)

◆施策の方針

対 象 市民(市民・事業所)

意 図 人権尊重の意識を持ち、お互いに尊重しあえる社会の実現に向けて取り組む 目標指標 家庭における男女の立場が平等であると答えた市民の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 43. 6% | 47% | 50% |

職場における男女の立場が平等であると答えた市民の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 28. 8% | 32% | 35% |

人権が侵害されたと感じたことがあると答えた市民の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 29. 4% | 25% | 20% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 | |
|-------------|---------------|--|
| ① 男女共同参画の推進 | 男女共同参画推進事業 | |
| ② 人権尊重の啓発 | 人権啓発事業、法律相談事業 | |

◆基本事業ごとの方針

①男女共同参画の推進

- ・ 家庭・地域・学校・職場における男女共同参画の意識啓発のため、広く市民に対して広報活動や学習機会の提供を行います。また、特に男性や事業所に対して、意識の 改革を働きかけます。
- ・ 行政が設置する各種審議会や委員会などに女性委員の登用を促進して、市の政策や 方針の意思決定過程における女性の参画を進めます。
- ・ 女性リーダーを育成して、地域において女性が自主的・主体的に活躍できるよう支援します。

②人権尊重の啓発

- ・ 一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、あらゆる機会をとらえて人権啓 発・人権教育の推進に取り組みます。
- ・ 戦争の悲惨さや平和の尊さ、お互いの立場や違いを理解しあうことが紛争を解決し、 平和維持につながることなど、特に若い世代に語り継ぐために学習の機会を提供しま す。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 市男女共同参画プラン (平成20年度~平成29年度)

※用語の説明

- 1 男女共同参画:市民、地域、事業所、行政が協働して、男女が対等なパートナーとして社会に参画すること。女性が家庭や職場、地域、政策決定の場など、あらゆる活動に参画する機会が確保されること。
- 2 人権: 社会的に人間と認められる存在が生まれながらに持っていると主張される社会的権利のことで、自由に発言すること・自分の選んだ宗教を信じること・自由に職業を選び働くこと・自由に学ぶこと・自分の選んだ人と結婚すること、などがある。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策1 災害に強い環境を整える

施策2 犯罪を防ぐための環境を整える

施策3 安全な交通環境を整える

施策4 健康で快適に過ごせる生活環境を保つ

施策5 地球にやさしい循環型社会への転換を図る

施策6 利便性の高い交通基盤を整える

施策7 調和のとれた土地利用を図る

施策8 魅力ある市街地を形成する

施策9 安定的に水道水を供給する

施策 10 適正に生活排水を処理する

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策1 災害に強い環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 東日本大震災に関して、平成23年7月に市東日本大震災復旧方針を、平成24年3月 に市東日本大震災復旧・復興方針を策定しました。
- ・ 東日本大震災の被災者の生活支援のため、仮設住宅を提供したほか、罹災者に対して 災害見舞金の支給や災害援護資金の貸し付けを行いました。(東日本大震災対応事務、 災害援護資金貸付事業、要保護・罹災者一時援護事業(罹災))
- ・ 市民の放射線に対する不安を解消するため、小中学校や幼稚園、保育所をはじめ公共 施設などの空間放射線量の測定を実施しました。また、自宅の放射線量を測定できるよ うに放射線測定器の貸し出しを行いました。(原子力被害対策事業)
- ・ 東日本大震災の被災経験をもとに、防災資機材(※1)などの整備、食糧や飲料水の備蓄をしたほか、拠点避難所に防災井戸を設置しました。また、災害時応援協定の締結を進め、相互応援・支援体制を整備しました。(防災事務費、原子力防災事務、非常用食料等備蓄事業、防災施設整備事業)
- ・ 市内の建物の耐震性を確保するため、市耐震改修促進計画を策定しました。
- ・ 総合防災訓練を実施したほか、各小中学校、幼稚園において、地域の実情に応じて防 災計画を策定し、防災教育や避難訓練を実施しました。(防災教育、防災訓練実施事業、 消防訓練指導業務)
- ・市内の公共施設にAED(※2)を整備するとともに、心肺蘇生、止血法などの救命講習会を開催しました。(AED整備・普及促進事業)
- ・ 水害対策として調整池や排水路、樋管などの維持管理を適切に行うとともに、市街地の浸水被害対策として両宮排水路の整備を進めました。 (河川維持事業、両宮排水路整備事業、樋管施設維持管理事業、湛水防除施設維持管理事業、水防訓練・警戒出場事業)
- ・ 防災行政無線の配付とともに、聴覚障がい者のいる世帯にはファックス機能付きの受信機を配付しました。 (防災無線管理事業)
- ・ 高齢者や障がい者など、災害時にひとりで避難できない要援護者を支援するため、災害時要援護者支援制度(※3)を立ち上げました。 (要援護者支援制度事務)
- ・ 消防団を組織して防火見回りや火災時の初期消火、地震、台風など自然災害時の警戒 出場などの活動を行いました。 (消防団設置事業、非常備消防車両整備事業)
- ・ 自主防災組織が結成されるよう、結成および資機材などの整備に支援を行いました。 (自主防災組織育成事業)
- ・ 火災の未然防止を図るため、市内事業所において消防用設備などの設置状況を検査し、 指導を行うとともに、市内の商業施設などで防火啓発活動を実施しました。(予防査察 事務、防火委員会支援事業)

◆現状

- ・ 東日本大震災により被災した総合公園などの各施設については、平成23年度中に復旧 工事を終了し、業務を再開しています。また、道路や上下水道については、早期の完了 をめざして復旧工事を進めています。
- ・ 公共施設の耐震化については、市有公共施設 90 施設中、耐震性のある施設が 69 施設 で、耐震化率は 76.7% となっています。
- ・ 災害時応援協定については、秋田県横手市や埼玉県桶川市、環境自治体会議(※4) に参加する自治体、県内全市町村、民間団体(18団体)と締結しています。
- ・ 県内 11 事業所と原子力安全協定を結び、立ち入り調査や各種報告の聴取などによる監視活動や原子力防災訓練、通報連絡訓練などを行っています。
- ・ 空間放射線量の測定については、市内の公共施設 49 か所で実施しており、平成 23 年度の計測結果はすべて基準値以下となっています。
- ・ 自主防災組織は平成23年度までに21団体が結成されています。
- ・ 災害時要援護者支援制度に登録している高齢者や障がい者などは、平成 23 年度末で 1,006 人となっています。
- ・ 平成23年の火災発生件数は26件、人口1万人当たりの出火率は4.7件で、県平均の 5.0件より低い水準になっています。
- ・ 消防団は、平成24年4月1日現在8分団、団員数407人となっています。また、防火 クラブは幼年(14団体)、少年(3団体)および婦人(7団体)で結成されています。
- ・ 平成23年度に実施した市民アンケートによると、住宅用火災警報器を設置していると 回答した市民の割合は58.7%となっています。
- 平成23年の救急出動件数は2,114件で、増加傾向にあります。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 東日本大震災の経験を踏まえて地域防災計画を見直すとともに、実効性を確保する必要があります。 (①)
- ・ 原子力災害に関しては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえて防災計画を修正する とともに、原子力事業者との間で締結している原子力安全協定を見直すなど、安全を確 保する必要があります。(①)
- ・ 定期的に放射線測定を実施し、原子力発電施設事故による放射線に対する不安を解消 する必要があります。 (①)
- ・ 災害に備え、防災資機材などの整備を進める必要があります。また、市民や事業所が 防災用品の準備や避難経路の確認などを心掛ける必要があります。 (①、②)
- ・ 子どもや高齢者、障がい者など、対象や実情に応じた防災対策を進める必要がありま す。 (①、②)
- ・ 計画的に排水路整備を進め、浸水被害を防止する必要があります。(①)
- ・ 災害時に防災行政無線が機能するよう、日常的に家庭の戸別受信機を管理しておく必要があります。 (②)
- ・ 防災意識の向上や被害を最小限にとどめるために、すべての自治会に自主防災組織が 結成されることが必要です。(②)

- ・ 火災発生時には初期活動が重要であることを周知する必要があります。 (③)
- ・ 地域における防災活動を充実・強化するために、消防団員の定数確保および団員の知識・技能を向上させる必要があります。 (③)
- ・ 真に緊急を要するかたへの対応を遅らせないために、救急車の適正な利用を周知徹底 する必要があります。 (③)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 防災意識が向上し、災害時に連帯感を持って行動する

目標指標 市有公共施設の耐震化率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 76. 7% | 90% | 95% |

自主防災組織数 (平成 26 年度で達成)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 21 | 69 | 69 |

火災件数(各年1月から12月までの件数)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|-----------|-----------|-----------|
| (平成 23 年) | (平成 27 年) | (平成 29 年) |
| 26件 | 24件 | 20件 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 | |
|--------------|---|--|
| ①防災対策の強化 | 原子力広報安全対策事業、防災訓練実施事業、両宮排水 路整備事業、AED整備・普及促進事業、 | |
| ②災害時対応の体制の確立 | 防災無線管理事業、自主防災組織育成事業、災害時要援 護者支援制度事務、非常用食料等備蓄事業、防災施設整 備事業 | |
| ③消防体制の強化 | 消防業務、消防団設置事業、AED整備・普及促進事業 | |

◆基本事業ごとの方針

①防災対策の強化

- ・ 非常時において迅速かつ統制された防災・支援活動が行えるよう、地域防災計画の 習熟に努めるとともに、地域防災の行動マニュアルを策定します。
- ・ 防災訓練や避難訓練を実施して市民の安全確保を強化します。また、高齢者、障が い者など災害弱者といわれる市民に対して実情に応じた防災対策を進めます。
- ・ 災害に備えて被害を最小限にとどめるために、防災用品の常備や避難経路の確認な ど日頃の防災対策について啓発して「自助」の意識を高めます。
- ・ 地域における幼年・少年防火クラブや婦人防火クラブの活動の活性化や、学校など における子どもたちへの防災教育を充実します。
- ・ 公共施設の耐震化や、浸水被害を未然に防止するための排水路整備など、災害に強い環境づくりを進めます。
- ・ 原子力事業者との間で締結している原子力安全協定を見直し、安全監視を徹底する とともに、市民に対して原子力に関する正しい知識の普及と適切な情報提供を行いま す。

②災害時対応の体制の確立

- ・ 防災行政無線の適切な運用により、災害情報の迅速かつ確実な提供を確保します。
- ・ 災害の初期において地域における「共助」の体制が有効に機能するよう、消防団の 活動強化や自主防災組織の育成のほか要援護者支援システムの構築を進め、地域防災 力の向上を図ります。
- ・ 防災井戸の整備や発電機などの防災資機材の整備を進めるとともに、食糧や飲料水 など非常用食料の備蓄を進めます。
- ・ 災害時に必要な物資や労力などの支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、各方面・ 分野にわたって災害協定を締結して、市民の生命・生活を守ります。

③消防体制の強化

- ・ 災害出場時に備え消防車両や資機材を装備するとともに、不断の研修・訓練などにより消防職員の資質の向上を図ります。
- ・ 火災発生時の初期活動の重要性について、消火訓練や避難訓練などを通して啓発を 行います。
- ・ 火災時の初期消火や風水害時の警戒出場など、消防署の活動を補完している消防団 については、団員一人ひとりの知識と技能を向上し、地域における消防活動の充実を 図ります。
- ・ 公共施設のAEDを適切に管理するとともに、心肺蘇生、止血法など救命講習会を 開催して、市民や事業所の救急救命意識の向上を図ります。
- ・ 市民の生命を守るため、救急時の出動態勢を確保するとともに、救急車の適正な利 用について周知を徹底します。

◆関連する市の計画(計画期間)

- 市地域防災計画(平成24年度修正、計画期間なし)
- ・ 市地域防災計画行動マニュアル (平成25年度策定予定、計画期間なし)
- 市耐震改修促進計画(平成23年度~平成27年度)
- · 市東日本大震災復旧方針 (平成 23 年度 · 平成 24 年度)
- · 市東日本大震災復旧·復興方針(平成23年度~平成27年度)

※用語の説明

- 1 防災資機材:災害時の活動に必要なものを指し、主に、消火器や救助用工具、担架、懐中電灯、備蓄食糧などをいう。
- 2 AED:自動体外式除細動器の略で、救助者が音声に従って傷病者の心臓に電気ショックを 与える装置。
- 3 災害時要援護者支援制度:災害時に自力で避難が困難なかた(災害時要援護者)が迅速 かつ安全に避難できるよう、地域ぐるみで助け合いをする制度。
- 4 環境自治体会議:全国の自治体が参加し、地球環境問題の解決に向けて運営される環境 自治体づくりのネットワーク組織。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策2 犯罪を防ぐための環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 夜間の安全対策として、防犯灯の設置および維持を行いました。 (防犯事業)
- ・ 自治会における自警団の設立を促すため、設備などの整備支援を行いました。 (防犯 事業)
- ・ 安全・安心な地域社会の確立のため、那珂地区防犯協会とともに防犯パトロールや地域安全運動街頭キャンペーンなどを実施しました。
- ・ 平成 20 年度に警察署と学校、地域自警団を結ぶ安心安全ネットワークを構築して、不 審者情報の迅速な提供体制を確立しました。
- ・ 平成 20 年度に市役所内に消費生活センター(※1)を設置するとともに、消費者トラブルにあわないよう広報やキャンペーン活動を実施しました。 (消費生活推進事業)
- ・ 電気安全法、家庭用品品質表示法および消費生活用製品安全法に基づき、立ち入り検査を実施し、該当する製品の適正な取り扱いについて指導を行いました。 (消費生活推進事業)
- ・ 犯罪の抑止のために、コミュニティセンターなどの施設に防犯カメラを設置しました。

◆現状

- 平成23年の刑法犯認知件数(※2)は538件で、減少の傾向にあります。また人口1万人当たりの犯罪件数は96.2件であり、県平均の130.1件より低い状況です。
- ・ 平成23年の犯罪の内容は、自転車盗、空き巣、万引きなどの窃盗犯がそのほとんどを 占めています。
- ・ 地域の防犯灯の設置については、例年65件程度の設置補助を行っています。
- ・ 地域の防犯活動の主体となる自警団については、平成23年度までに69自治会中、63 自治会で設立されています。
- ・ 消費生活センターにおける相談件数は、震災関連の相談もあり、平成 23 年度は 195 件と増えています。相談内容としては、還付金詐欺やデジタルコンテンツ(有料サイト)、フリーローン・サラ金などが主なものになっています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 地域の防犯力を向上させるために、すべての自治会に、自警団を早期に設立する必要 があります。 (①、②)
- ・ 犯罪を防止するために、通学路や住宅地の夜間危険箇所へ防犯灯の設置を促進する必要があります。 (①)
- ・ 警察、防犯協会、学校、さらに地域における防犯パトロールなど、地域防犯活動を充 実する必要があります。 (①)
- ・ 消費者被害にあわないよう、市民の意識啓発を図る必要があります。(②)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 犯罪被害に遭わずに安心して暮らせる

目標指標 刑法犯認知件数(各年1月から12月までの件数)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|-----------|-----------|-----------|
| (平成 23 年) | (平成 27 年) | (平成 29 年) |
| 538件 | 535件 | 530件 |

自警団結成自治会数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|--------------|------------|-------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 63自治会(91.3%) | 65自治会(95%) | 69自治会(100%) |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 | |
|----------|---------------|--|
| ①防犯対策の推進 | 防犯事業、消費生活推進事業 | |
| ②防犯意識の啓発 | 防犯事業、消費生活推進事業 | |

◆基本事業ごとの方針

①防犯対策の推進

- ・ 自警団の設立および活動を支援して、地域における防犯体制の整備・充実を図ります。
- 通学路や住宅地における安全を確保するため、防犯灯の設置を促進します。
- ・ 防犯協会や警察と連携・協力し、防犯パトロールなどの地域防犯活動の充実を図ります。
- ・ 多様化する消費者問題に対応するため、警察や県消費生活センターなどの関係機関 と情報交換を行い、迅速・適切な相談支援を実施します。
- ・ 防犯対策として、駅の駐輪場や公共施設に防犯カメラの設置を進めます。
- ・ 警察署や学校、自警団、PTAなどと不審者情報を共有して、登下校時の児童の見 守りやパトロールなどにより児童の安全確保を図ります。
- ・ 不審者から子どもたちを守り、緊急に避難できる場所の確保と犯罪の未然防止のため、「こどもを守る 110 番の家」(※3) の活動を支援します。

②防犯意識の啓発

- ・ 防犯情報を随時、そして継続して提供して、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。
- ・ 自警団や学校における地域の活動を通して、地域の安全は地域で守る意識の向上を 図ります。

・ 消費者被害やトラブルにあわないよう、消費者犯罪から身を守るための情報提供・ 広報啓発を充実します。

◆関連する市の計画(計画期間) なし

※用語の説明

- 1 消費生活センター:商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情相談や情報提供、啓 発活動などを行う機関。
- 2 刑法犯認知件数:犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒によりその発生を警察において認知した件数。殺人、強盗、暴行、傷害、窃盗などの犯罪の発生件数を表す。
- 3 こどもを守る 110 番の家:誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案などの不審者から子どもたちを守るため、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストアなどを緊急避難場所として設定している。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策3 安全な交通環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 民間交通安全指導員を委嘱し、児童、生徒の通学時の立哨指導や季節ごとの交通安全 運動による啓発を実施しました。(民間交通安全指導員設置事業)
- ・ 交通安全意識の向上のため、幼稚園および小中学校において交通安全教室を実施した ほか、高齢者に反射材などの交通事故防止用品の配布を行いました。(交通安全推進事業)
- ・ 市民の交通安全意識の向上と交通事故防止のため、交通安全を推進する各団体の活動を支援しました。 (団体補助事業:交通安全推進協議会、交通安全母の会、那珂地区交通安全協会)
- ・ 交通事故防止の環境を整備するため、市道にガードレールや標識、カーブミラー、区 画線、交差点照明灯などの交通安全施設を設置しました。 (交通安全施設整備事業)

◆現状

- ・ 平成23年の交通事故件数は400件で、死傷者数ともに減少傾向にありますが、人口1 千人当たりの交通事故件数は7.4件で県平均5.1件と比較して多く、県内ワースト2位 となっています。
- 交通事故の原因の多くは安全不確認、前方不注意となっています。
- ・ 高齢者の事故が多く発生しており、平成23年における高齢者の人口1万人当たりの死 傷者数は50.9人で、県内ワースト3位となっています。
- ・ 民間交通安全指導員のほか、交通安全推進団体3団体が交通安全教育や交通安全運動 などの活動をしています。
- ・ 通学路の安全点検を実施した結果、危険箇所が 40 か所あり、すでに対策がされている ところが 8 か所、今後対策を予定しているところが 12 か所あります。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 市内の交通事故発生件数は減少傾向にある一方で、高齢者の交通事故が増加傾向にあります。 (①)
- ・ 交通事故にあわない、事故を起こさないために、市民一人ひとりが交通ルールと交通 マナーを守る必要があります。(①)
- ・ 市民を交通事故から守るため、危険個所に交通安全施設を適切に設置し、交通事故の 発生しにくい環境づくりが必要です。(②)
- ・ 通学時の児童や生徒の安全を確保するために、通学路における交通安全対策が急務で す。(②)

◆施策の方針

対 象 市民・道路使用者

意 図 交通事故を起こさない・交通事故にあわない

目標指標 交通事故件数(各年1月から12月まで)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|-----------|-----------|-----------|
| (平成 23 年) | (平成 27 年) | (平成 29 年) |
| 400件 | 350件 | 300件 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 | |
|------------|---|--|
| ①交通安全意識の啓発 | 交通安全推進事業、団体補助事業(交通安全推進協議 会、交通安全母の会、那珂地区交通安全協会) | |
| ②交通安全環境の整備 | 交通安全施設整備事業 | |

◆基本事業ごとの方針

①交通安全意識の啓発

- ・ 通学時の交通事故を防止するために、交通安全母の会などの活動団体とともに保育 所や幼稚園、小中学校において交通安全教育を実施します。また、高齢者を対象とし た交通安全教室を実施します。
- ・ 市民一人ひとりに交通事故にあわない、交通事故を起こさないという意識を向上させるため、交通安全協会などの関係機関とともに交通ルールと交通マナーについて啓発活動を進めます。
- ・ 夕暮れ時や夜間における歩行者や自転車の事故を防止するため、高齢者などに反射 材を配布して、自ら事故防止の対策を行うよう意識啓発を行います。

②交通安全環境の整備

- ・ 市民を交通事故から守るため、危険箇所にガードレールやミラー、道路標識などの 交通安全施設を適切に設置して、交通事故が発生しにくい環境づくりを進めます。
- ・ 通学時の児童・生徒の安全を確保するために、通学路における交通安全施設の整備を進めます。また、関係機関などと通学路の安全点検を実施します。
- ・ 通学路にある信号機に横断旗を設置するとともに、見通しの悪い道路などの危険箇 所に注意喚起の看板やのぼり旗の設置を進めます。
- ・ 子どもや高齢者などを事故から守るため、行政と地域、学校、警察、交通安全活動 団体が情報を共有しながら、地域での見守りや立哨指導などを行う体制の充実を図り ます。

◆関連する市の計画(計画期間) なし ※用語の説明 なし

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策4 健康で快適に過ごせる生活環境を保つ

◆前期計画の取り組み

- ・ 公害に対する認識を喚起するため、水質汚濁や土壌汚染、不法投棄、野焼き、悪臭、 騒音、空き地の不適切な管理などについて、広報紙やホームページなどにより周知を行 いました。 (環境保全対策事業)
- ・ 水質汚濁や土壌汚染を防止するため、事業所排水の水質検査を実施するとともに、騒 音調査を実施して、事業所などに対して指導を行いました。 (環境保全対策事業)
- ・ 粗大ごみや家電製品などの不法に投棄された廃棄物の除去を行いました。 (不法投棄 廃棄物撤去事業)
- ・ 衛生害虫の防除について啓発するとともに、スズメバチの巣の駆除に努めました。(衛 生害虫等対策事業)
- ・ イノシシ対策として、市鳥獣被害防止計画を策定し、市有害鳥獣捕獲隊を編成すると ともに、防護柵の設置など被害防止対策を実施しました。 (有害鳥獣捕獲事業)
- ・ 豊かな自然が残る清水洞の上地区の整備を行い、清水洞の上自然を守る会の活動を支援して維持管理に努めました。 (清水洞の上整備事業)
- ・ 地域で自然環境保護の活動を行う森林愛護隊および緑の少年団に対して、支援を行い ました。(団体補助事業:森林愛護隊、緑の少年団)

◆現状

- ・ 生活環境に関する苦情総件数は、平成23年度は157件で横ばい傾向にあります。内訳として、野焼きに関する苦情が48件、空き地の雑草に関する苦情が46件で、それぞれ3割程度を占めています。
- ・ 不法投棄については、平成23年度は161件発生しており、増加傾向にあります。
- ・ 清水洞の上地区や県民の森、白鳥が飛来する古徳沼など、河川、ため池、水辺、里山など豊かな自然環境に恵まれています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 公害に関する通報や苦情の内容が多様化しており、対応についても専門的な判断が必要になっています。 (①)
- ・ 野焼きや空き地の雑草、不法投棄、騒音の発生などを抑制するために、これらの行為 が不法であることについて周知する必要があります。 (①)
- ・ 震災の影響もあり、不法投棄の件数が増加しています。 (③)
- ・ 地域の生活環境や自然環境を、地域が自ら守るという意識を育てる必要があります。 (②、③)
- 夏から秋にかけて刺咬被害の危険性のあるスズメバチが営巣するため、巣の駆除などの対策が必要です。(②)

◆施策の方針

対 象 市民・事業所

意 図 生活環境や自然環境に配慮した生活(事業活動)をする

目標指標 (見直し) 苦情件数① (大気、騒音、振動、悪臭など)

| V-E - / E III / / / / | ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., | <i>= '</i> |
|-----------------------|--|------------|
| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 112件 | 104件 | 100件 |

(見直し) 苦情件数② (空き地管理)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 46件 | 42件 | 40件 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|-------------|--|
| ①公害の防止 | 環境保全対策事業 |
| ②自然と生活環境の保全 | 衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事業、有害鳥獣捕獲 事業、団体補助事業(森林愛護隊・緑の少年団) |
| ③不法投棄の防止 | 不法投棄廃棄物撤去事業 |

◆基本事業ごとの方針

①公害の防止

- ・ 野焼きや私有地の雑草、騒音の発生を抑制するため、市民や事業者に対して公害に対する認識や正しい理解について啓発を行うとともに、適切な指導により公害の防止に努めます。
- ・ 公害の未然防止のために、通報や苦情、相談窓口での対応を通して情報収集を行い、 迅速で適切な対応により監視・指導を強化します。

②自然と生活環境の保全

- ・ 野焼きや空き地の適正管理、害虫駆除や狂犬病の予防など、衛生的な生活環境を保 つため、市民に対して環境保全の意識啓発と適切な指導を行います。
- ・ 清水洞の上公園や古徳沼など、さまざまな生物が生息する緑豊かな自然を守るため、 地域や団体の活動を支援します。
- ・ 地域の生活環境や自然環境を地域が自ら守るという意識を育てるため、環境保全に 対する意識啓発を図ります。

③不法投棄の防止

- ・ 不法投棄されたごみを早期に除去することで、新たな不法投棄を防止するとともに、 不法投棄防止看板の設置により未然防止に努めます。
- ・ 自治組織などと協力して、地域が自主的に不法投棄の監視活動が行えるよう支援します。
- 市内一斉清掃などを実施することにより、不法投棄に対する意識啓発を行います。

◆関連する市の計画(計画期間)

- 市環境基本計画(平成25年度~平成29年度)
- 市鳥獣被害防止計画(平成23年度~平成25年度)

※用語の説明 なし

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策5 地球にやさしい循環型社会への転換を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ ごみの分別や再資源化など、リサイクルについての意識を高めるため、手引きの配布 や広報紙、ホームページによる啓発を行いました。 (ごみ啓発等推進事業)
- ・ 生ごみの減量化や資源化を進めるため、生ごみ処理機の購入費用を補助しました。(生 ごみ処理機器補助事業)
- ・ 環境保全と公衆衛生の向上を図るため、可燃ごみなどを回収して適正に処理しました。 (家庭系可燃ごみ収集事業)
- ・ 節電や省エネルギー、地球温暖化対策を図るため、クールビズ・ウォームビズ(※1) や一斉ライトダウン(※2)、緑のカーテン(※3)、ノーマイカーデー(※4)など への取り組みについて広報紙などにより周知し、協力を呼びかけました。(環境保全対 策事業)
- ・ グリーン購入(※5)を推進するとともに、公用車の入れ替えの際には、低公害車や ハイブリット車の導入を進めました。
- 地球環境問題の解決に向けて環境政策の推進を目指す環境自治体会議に加盟しました。

◆現状

- ・ ごみ処理については、本市と常陸大宮市で構成する大宮地方環境整備組合において、 広域的な処理を行っています。
- ・ 可燃ごみ排出量は、平成19年度の14,243 t から平成23年度には136 t 増加して、14,379 t となっており、1人1日当たりの排出量は704gとなります。そのうち、市が収集している家庭可燃ごみは10,124 t と、総排出量の70.4%を占めています。
- ・ 資源物回収量は、平成 19 年度の 2,481 t から平成 22 年度には 2,399 t と減少傾向にありましたが、平成 23 年度は 2,649 t に増加しました。
- ・ 市役所の温室効果ガス (CO2) 排出の状況は、平成 17 年度の 5,733,159 kg-CO2 を基準 として H22 年度は 5,563,716 kg-CO2 で、3.0%削減されています。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 可燃ごみ、特に家庭ごみの排出量が増加しているため、ごみの減量化や資源化、再利 用について、さらに取り組みを強化する必要があります。 (①)
- ・ まだ多くの紙類が可燃ごみとして排出されている現状にあるため、資源物についての 正しい理解や認識を広める必要があります。 (①)
- ・ 地球温暖化防止対策への取り組みについては、市および関連施設において一定の成果 を上げてきたところですが、今後はこの取り組みを市民・事業者レベルに広げる必要が あります。(②)
- ・ エネルギー政策として、太陽光パネルの設置をはじめ、再生可能エネルギーについて の新たな取り組みを検討する必要があります。(②)

◆施策の方針

対 象 市民・事業所

意 図 ごみを減らし、資源を有効に活用する

目標指標 可燃ごみ排出量

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 14, 379 t | 13, 900 t | 13, 700 t |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|-------------------|--------------------------------------|
| ①廃棄物の抑制とリサイクルの推進 | ごみ啓発等推進事業、生ごみ処理機補助事 業、家庭系可燃ごみ収集事業 |
| ②地球温暖化対策と低炭素社会づくり | 環境保全対策事業 |

◆基本事業ごとの方針

①廃棄物の抑制とリサイクルの推進

- ・ ごみの減量化において、特に家庭ごみの3R活動(※6)の推進と分別の徹底を図るため、広報などにより意識啓発を継続して進めます。
- ・ ごみ出しのルールとマナーについて周知するとともに、大宮地方環境整備組合において適正な処理に努めます。
- ・ 生ごみの減量のため、家庭における生ごみ処理機の購入を支援します。
- リサイクル率の向上を図るため、資源物の分別範囲の拡大について検討します。

②地球温暖化対策と低炭素社会づくり

- ・ 節電や省エネルギーに関する情報提供や普及啓発を行い、環境にやさしいライフスタイル(※7)を普及させるとともに、事業活動における省エネルギー化を推進することで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出総量削減を進めます。
- ・ 公共施設に太陽光パネルなどを導入して、再生可能エネルギー利用の普及啓発に努めるとともに、事業所への再生可能エネルギー施設や蓄電池の導入を推進します。
- ・ 地球温暖化防止や再生可能エネルギーに関する教育や学習活動を推進するため、地域や企業、学校などが取り組む教育・学習活動に対して、情報提供や講師派遣などの支援を行います。
- ・ 低炭素社会(※8)への取り組みを具体的かつ着実に進めるため、市地球温暖化防止実行計画を策定します。
- ・ 環境自治体会議への参加により、情報のネットワークを構築して環境施策の推進を 図ります。

◆関連する市の計画(計画期間)

• 市地球温暖化防止実行計画(平成25年度~平成29年度)

※用語の説明

- 1 クールビズ・ウォームビズ:温室効果ガス削減のために、室温を夏高め、冬低めに設定し、衣服などの工夫によりオフィスで快適に過ごすビジネススタイル。
- 2 一斉ライトダウン:電気を消すことでいかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖 化問題について考える運動。
- 3 緑のカーテン:建物の温度上昇を抑えるために、植物を建物の外側に生育させる壁面緑化。
- 4 ノーマイカーデー:公共交通の利用促進と地球温暖化対策について考えるため、自家用 車の使用を控えて、自転車や公共交通機関など環境負荷の少ない移動手段の選択を推進す る日。
- 5 グリーン購入:購入の必要性を十分考慮し、環境負荷の小さい製品を選択して購入すること。
- 6 3 R活動: リデュース (発生抑制)、リユース (再利用)、リサイクル (再資源化)の 3つの語の頭文字をとった、ごみを減らす活動。
- 7 ライフスタイル:生活の様式、また人生観や価値観などを含めた生き方。
- 8 低炭素社会:二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。社会に多大な影響をもたらす地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築することが、世界的な課題となっている。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策6 利便性の高い交通基盤を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 東日本大震災により被災した道路は、速やかに応急措置を講じた後、復旧工事を進めました。通行止めは平成24年度で解消されましたが、被害が広範囲のため、計画的に復旧工事を進めます。
- ・ 県道那珂湊那珂線が平成21年3月に供用開始となりました。
- ・ 都市計画道路菅谷・市毛線については、第2期分として約1,750mを供用開始しました。 (菅谷市毛線街路整備事業)
- ・ 上宿大木内線については、未整備区間 440mの用地取得に着手しました。(上宿大木 内線街路整備事業)
- ・ 歩行者の安全を確保するため、幹線道路の整備にあわせて歩道の設置を進めました。 (道路改良舗装事業)
- ・ 生活道路については、地域の要望に応じて緊急性や必要性を考慮しながら、計画的に 整備しました。(道路改良舗装事業、道路用地取得事業)
- ・ 橋梁の長寿命化を図る修繕計画を策定するため、点検調査を実施しました。 (道路維持補修事業)
- ・ 当市における総合的な公共交通のあり方や公共交通の活性化について検討し、持続性 のある公共交通サービスを構築するために、市地域公共交通連携計画を策定しました。
- ・ JR水郡線の利用促進と利便性の向上を図るため、駅周辺の市営駐車場と駐輪場の整備を行いました。(公共交通利用促進施設管理事業)
- ・ 地域の生活交通の確保のために、路線バスの運行に対して補助しました。(地域公共 交通活性化事業)
- ・ 交通弱者などの移動手段を確保するため、コミュニティバス(※1)を運行しました。 また、利便性の向上を図るため、運行コースの見直しやバス停の増設を行いました。(コミュニティバス運行事業)

◆現状

- ・ 市の中央を常磐自動車道が走り、南北に通る国道 6 号、118 号および 349 号の 3 本の 国道が市の交通基盤の骨格を形成しています。
- ・ 市道の総延長は、平成23年度末時点で1,148kmとなっています。
- 整備率は、幹線1級市道が83%、幹線2級市道が49%で、道路総延長の89%を占める一般市道は16%になっています。
- 道路改良率は、平成23年度末で22.2%となっています。
- ・ 幹線道路の歩道については、設置率は47.6%となっています。
- ・ 幹線道路以外の歩道設置については、市街地を中心に通学路などに設置していますが、 設置率は5%にとどまっています。
- ・ 主な公共交通機関は路線バスとJR水郡線で、いずれも乗客数が減少しています。路 線バスは4路線が運行されていますが、維持存続のために補助金を交付している現状に

あります。

- ・ 市民の利用できる交通手段として、コミュニティバスの「ひまわりバス」を運行して いますが、利用者は減少傾向にあります。
- ・ 平成 22 年度に実施した市民アンケートによると、公共交通に対する市民の満足度は 25.1%となっています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 交通基盤を確保するため、骨格となる国・県道を含めた幹線道路の整備を進める必要があります。 (①)
- ・ 道路改良率が低い水準にあるため、早急な整備が必要です。 (①)
- ・ 生活道路は未整備の箇所が多いため、計画的に整備を進めていく必要があります。(②)
- ・ 通学路の安全を確保するため、適切に歩道を設置する必要があります。 (②)
- ・ 子どもや高齢者、障がいのあるかたが安心して通行できるよう、バリアフリー(※2) 化を進める必要があります。(②)
- ・ 交通の安全のため、橋梁の修繕と長寿命化を計画的に行う必要があります。(③)
- ・ 地域の道路環境を快適に保つためには、市民や自治会などと協働して除草や清掃活動 をする必要があります。 (③)
- ・ 水郡線や路線バスの利用者が減少しているため、その維持確保が難しくなっています。 (④)

◆施策の方針

对 象 道路利用者·公共交通機関利用者

意 図 安心して道路を通行できる・公共交通機関を便利に利用できる

目標指標 道路改良率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 22. 2% | 23. 5% | 24. 3% |

日常生活において移動に不便を感じていない市民の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 64. 2% | 70% | 75% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|-------------|---|
| ①幹線道路の整備 | 菅谷市毛線街路整備事業、上宿大木内線街路整備事業 |
| ②生活道路の整備 | 道路改良舗装事業、道路用地取得事業 |
| ③道路の適正な維持管理 | 道路管理事業、道路維持補修事業 |
| ④公共交通の確保 | 地域公共交通活性化事業、コミュニティバス運行事業、 デマンド交通運行事業 |

◆基本事業ごとの方針

①幹線道路の整備

◆広域的な道路として、国・県道の整備を促進します。

- ・ 国道 118 号バイパス (都市計画道路西木倉・下大賀線) の早期整備と国道 349 号バイパス (都市計画道路中台・額田線) の4 車線化を促進します。
- ・ 常陸那珂地区と市内を結ぶ広域的な幹線道路として、県道菅谷小原内水戸線(都市 計画道路菅谷・飯田線)の早期整備を促進します。
- ・ 魅力ある街並みを創出するふれあい街道として、県道瓜連馬渡線(都市計画道路上 菅谷下菅谷線)の早期整備を促進します。
- ・ 県道常陸那珂港山方線、県道城里那珂線(都市計画道路岩根・飯田線)、県道静常 陸大宮線、県道日立笠間線(都市計画道路平野・杉本線)の早期整備を促進します。
- 重要幹線道路の県道昇格を促進します。

◆市の骨格となる幹線道路の整備を推進します。

- ・ 市街地の骨格をなす幹線道路として、都市計画道路菅谷・市毛線および都市計画道 路上宿・大木内線の整備を進めます。
- ・ 国・県道などを補完し、基幹道路網の形成に必要な幹線道路の整備を進めます。

②生活道路の整備

- ・ 日常生活上の利便性や安全性を確保するため、生活道路については、その緊急性や 必要性を踏まえて、地域の協力を得ながら計画的に生活道路の整備を進めます。
- ・ 通学路をはじめとする生活道路については、歩行者が安心して移動できるよう歩道 などの整備を進めます。
- ・ 高齢者や障がいのあるかたにもやさしいバリアフリーやユニバーサルデザイン(※3)による道路づくりを推進します。

③道路の適正な維持管理

- 安全な交通を確保するため、道路の舗装補修や清掃など適正な維持管理に努めます。
- ・ 橋梁の点検により損傷の早期発見に努めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画を策定 して、橋梁の計画的な維持管理を行います。
- ・ 地域の道路は自分たちの手できれいに保とうという意識を育てるため、道路愛護に ついて啓発を行い、市民や自治会などとの協働による緑化活動や除草、清掃活動を進 めます。

④公共交通の確保

- ・ 市地域公共交通連携計画に基づき、公共交通機関の利用促進を含めた総合的な交通 システムを構築します。
- ・ 交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド交通(※4)導入の実証運行を行い、 本市にあったデマンド交通の運行を進めます。
- ・ コミュニティバスは、デマンド交通の導入にあわせ、利用状況にあった運行コース や便数の見直しをします。

◆関連する市の計画(計画期間)

- · 市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年度策定予定)
- 市地域公共交通連携計画(平成24年度策定 平成24年度~平28成年度)

- 1 コミュニティバス:地域住民の移動手段を確保するために自治体などが運行するバス。市では「ひまわりバス」を平成22年4月から運行。
- 2 バリアフリー: 高齢者や障がい者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在す るあらゆる障壁を除去すること。
- 3 ユニバーサルデザイン: すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障がいの有無など にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
- 4 デマンド交通:利用者の自宅や指定場所から目的地までを乗り合いで送迎する公共交通。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策7 調和のとれた土地利用を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 都市計画道路およびまちづくり事業の進捗にあわせて、瓜連駅南地区、菅谷東地区に おいて約10haの用途地域(※1)の変更を行いました。
- ・ 中里地区の工業専用地域約13haについては、社会経済情勢の変化および地形的条件により、産業系市街地の形成が難しいため工業専用地域から市街化調整区域に変更を行いました。
- ・ 都市計画道路の再検討を行い、1路線(杉本・武具取線)の計画を廃止しました。(都 市計画見直し事業)
- ・ 土地の地積を明確にするため、戸多地区および木崎地区において地籍調査(※2)を実施しました。(地籍調査事業)
- ・ 適正な土地利用を監視するため、国土利用計画法に基づき土地取引の届出を受けました。 (国土利用計画法関連事務)
- ・ 適切な土地利用が図られるよう、都市計画法や茨城県景観形成条例など、各種法令に基 づいて指導を行いました。
- ・ 身近な生活環境に関する地区独自の決まりごとを決める地区計画(※3)を、杉原地区 の住民とともに策定しました。(地区計画届出受付事務)

◆現状

- 現在の都市計画法に基づく区域区分は昭和46年に決定されました。
- ・ 都市計画法の区域区分(線引き)(※4)や用途地域の指定および農地法などに基づいて規制を行っており、適正な土地利用が図られています。
- ・ 地籍調査については、昭和30年代に実施したものの、精度が低いため再調査を進めて ます。平成22年度末の時点で26.2 Km²(約34.7%)が完了しています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 都市計画については、まちづくり事業の進捗状況や開発の状況を見極めながら見直す 必要があります。 (①)
- ・ 地域の特性に応じたまちづくりを進めるためには、地域住民との協働により地区計画 を策定する必要があります。 (①)
- ・ 地籍調査については、租税負担の公平性を確保して土地に関する紛争の防止などを図るため、早期の完了を目指す必要があります。 (①)
- ・ 用途地域にあった土地利用を進めるため、開発業者などに対して適切に指導・監督を 行う必要があります。 (①)

◆施策の方針

対 象 市民(土地所有者)

意 図 適正に土地を利用する

目標指標 (見直し)都市計画法基づく勧告件数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| O件 | O件 | O件 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 | |
|--------------|--------------------------|--|
| ①適正な土地利用の推進 | 都市計画見直し事業、地籍調査事業、国土利用計画法 | |
| 一つ過止な土地利用の推進 | 関連事務 | |

◆基本事業ごとの方針

①適正な土地利用の推進

- ・ 自然環境と都市環境の調和を基本として、地域の特性にあった適切な土地利用を図ります。
- ・ 有効な土地活用が図られるよう、まちづくり事業などの進捗や開発の状況に応じて、 適切に用途地域の見直しを行います。
- ・ 無秩序な開発を未然に防止し、用途にあった土地利用がされるよう、事業者などに 助言や指導を行うとともに、無届けや不適切な土地取引については監視を強化します。
- ・ 地域住民との協働により、地区計画による地域の特性をいかしたまちづくりを進めます。
- ・ 土地の地積を明確にして租税負担の公平性と土地行政の合理化と効率化を図るため、 地籍調査を進めます。
- ・ 適正かつ合理的な土地利用を進めるため、国土利用計画法に基づく届出事務の権限移 譲を受け、土地利用目的にあった適切な土地利用を図ります。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 市都市計画マスタープラン (平成22年度~平成42年度)

- 1 用途地域:市街地における適正な土地利用を図るため、住居、商業、工業などの種類ごとに、建築物の用途、容積率、構造などに関し一定の制限を加える制度。
- 2 地籍調査:地番・地目・境界、登記簿上の所有者確認、境界・面積測量を行い、地図および簿冊にまとめる。
- 3 地区計画:建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などからみて、一体として それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発、保全 するための計画。
- 4 区域区分(線引き):計画的に市街化を図る「市街化区域」と、原則として市街化を抑制する「市街化調整区域」を定め、無秩序な市街化を防止して計画的な市街地形成を図る制度。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策8 魅力ある市街地を形成する

◆前期計画の取り組み

- ・ 安全かつ快適な市街地の創出を目的に進めてきた、杉原地区まちづくり事業が完了しました。 (杉原地区街づくり事業)
- ・ 上菅谷駅前地区については、土地区画整理事業(※1)により既存の建物などの移転を 行ったほか、区画道路、駅前広場、上下水道などの公共施設整備を行いました。(上菅 谷駅前地区土地区画整理事業)
- ・ 上菅谷駅前地区において、街区公園や下水道を整備するとともに、「地域うるおい活動」として花壇の整備や花植え活動をしている街づくり協議会の支援を行いました。(上 菅谷駅前地区まちづくり事業)
- ・ 下菅谷地区については、主要路線3路線のうち1路線の整備がほぼ完了しました。(下 菅谷地区まちづくり事業)
- ・ 竹ノ内土地区画整理事業により換地された公園用地5か所の整備が完了しました。(竹ノ内街区公園整備事業)
- ・ 市内の公園について、市民が安全で快適に利用できるように樹木の剪定などの緑化管 理と遊具の修繕を行いました。 (公園管理事業)

◆現状

- ・ まちづくり事業が完了した杉原地区については、区画道路や下水道が整備され、宅地化 率は44.5%となっています。
- ・ 上菅谷駅前地区土地区画整理事業の進捗率は、平成23年度で77%となっています。
- ・ 下菅谷地区まちづくり事業の平成 23 年度末の事業の進捗状況は、道路整備率 36%、宅 地化率 43.8%となっています。
- ・ 市内には都市公園が15か所、開発行為などにより整備された公園が60か所あり、市民 1人当たりの公園の面積は、平成23年度末で5.7㎡となっています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 土地区画整理事業については、住民の事業に対する理解や合意を得ながら、計画的に 事業を推進する必要があります。 (①)
- ・ 市街地としての成熟度を高めるために、都市基盤を早期に整備する必要があります。 (①)
- ・ 開発行為により整備された公園の緑化管理などについて、市民や地域との協働による 管理を進める必要があります。 (②)
- ・ 老朽化している遊具の更新など、利用者の安全面を考慮した公園の管理が必要です。 (②)

◆施策の方針

対 象 市街地・市民

意 図 都市基盤を整備する・快適に暮らす

目標指標 幹線道路整備率

| TT-PA-NCE P F EE NIG T | | |
|------------------------|------------|------------|
| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 60. 9% | 63% | 66% |

宅地化率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 52. 0% | 55% | 57% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|------------|---|
| ①快適な市街地の整備 | 上菅谷駅前地区土地区画整理事業、上菅谷駅前地区ま ちづくり事業、下菅谷地区まちづくり事業 |
| ②公園の適正な管理 | 公園管理事業 |

◆基本事業ごとの方針

①快適な市街地の整備

- ・ 菅谷地区については、市の顔となる魅力的な生活拠点の形成を目指し、まちづくり 事業を活用して、市街地内の回遊性の向上と防災機能の充実による安全で安心して暮 らせる快適な市街地空間の形成を進めます。
- ・ 下菅谷地区については、まちづくり事業として街区道路や下菅谷停車場線の整備を 進め、ゆとりある良好な生活環境の整備を進めます。
- ・ 地域の特性にあった住みよいまちづくりを行うため、市地区街づくり条例を活用して、市民との協働によるまちづくりを推進します。

②公園の適正な管理

- ・ 快適な憩いの場所として公園は重要な役割を果たしていることから、地域の特性や 利用目的に応じた公園の整備と管理に努めます。
- ・ 身近な公園については、自治会など地域や市民との協働による維持管理を進めるため、公園の除草や清掃、施設の保全などの公園の愛護活動を行う地域の団体を支援します。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 市都市計画マスタープラン (平成22年度~平成42年度)

※用語の説明

1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、健全な市街地にするために、道路や公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策9 安定的に水道水を供給する

◆前期計画の取り組み

- ・ 東日本大震災により被災した木崎浄水場、後台浄水場、瓜連浄水場および配水管については、平成23年度中に復旧工事を完了しました。
- ・ 安定的かつ効率的に水を供給するため、新たな配水管網を整備しました。また、漏水 事故を防止するため、老朽化した配水管の布設替えを行ないました。 (配水管網整備事業)
- ・ 安全な水を作り配水するため、浄配水施設が正常に機能するよう点検、管理、修繕を 行ないました。(浄水関連施設管理事業)
- ・ 節水意識の向上のため、「水道週間」(※1)にあわせて啓発活動を行いました。
- ・ 水道事業に対して理解を深め、水道をより身近なものに感じてもらうために、市内の小学 4年生を対象として浄水場見学を行いました。

◆現状

- ・ 本市の水道は、久慈川、那珂川および地下水を水源としています。また、県営の県中 央広域水道から受水しています。
- 水道普及率は、平成23年度末で98.3%となっています。
- ・ 市内の浄水施設として、後台浄水場、木崎浄水場、瓜連浄水場がありますが、いずれ も建設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。
- ・ 平成 18 年度に策定した配水管網整備計画に基づき、新たな配水管 36,348m の布設を進めており、平成23 年度末で進捗率は42.0%となっています。
- ・ 石綿セメント管(※2)については、順次更新を行っており、平成 23 年度末で進捗率は 82.8%、残延長は 13,326mとなっています。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、災害に強い配水管網を整備する必要があります。(①)
- ・ 老朽化した配水管や石綿セメント管の早期更新を進める必要があります。(①)
- ・ 効率的に水道水を供給するため、新設管の布設を進める必要があります。 (①)
- ・ 水道水の安定供給を図るため、老朽化している瓜連浄水場および木崎浄水場の更新を 進める必要があります。(①)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 安全で良質な水を利用する

目標指標 水道普及率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 98. 2% | 98. 6% | 99. 0% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|-----------|----------------------|
| ①水送水の空空供給 | 配水管網整備事業、浄水関連施設管理事業、 |
| ①水道水の安定供給 | 木崎浄水場統合更新事業 |

◆基本事業ごとの方針

①水道水の安定供給

- ・ 水道水の安定供給や水質保全のため、配水管の適正管理に努めます。
- ・ 効率的かつ安定的に配水ができるよう、配水管網整備計画に基づき配水管の布設を 進めます。
- ・ 安定した水道水の供給のために、浄水関係施設を適正に管理するとともに、老朽した管や石綿セメント管の更新を進めます。
- ・ 老朽化している木崎浄水場と瓜連浄水場の更新については、浄水場の効率化を図る ため、木崎浄水場に統合して更新を進めます。
- 大切な資源である水を有効に利用するため、節水意識の啓発に努めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

- 市水道事業基本計画(平成24年度~平成36年度)
- · 市配水管網整備計画(平成 18 年度策定)

- 1 水道週間:水道についての理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る ための週間(6月1日~7日)。
- 2 石綿セメント管:セメントに石綿を混ぜて製造された水道管。施工性がよく、また値段 が安いため戦後の水道普及期に広く使用されてきたが、耐震性が低く、また、経年による 材質劣化が著しいため布設替えをしている。

第2章 安全で快適な住みよいまちづくり

施策10 適正に生活排水を処理する

◆前期計画の取り組み

- ・ 東日本大震災により被災を受けた排水処理施設の復旧工事を進めました。また、排水 管は広範囲に被災を受けたため、計画的に復旧工事を進めました。
- ・ 河川、水路などの公共用水域の水質の保全と衛生環境の向上を図るために、公共下水 道および農業集落排水(※1)の整備を行いました。(公共下水道整備事業・農業集落 排水整備事業)
- ・ 管路、マンホールなどの公共下水道施設や、農業集落排水施設について、適切に維持 管理を行いました。(下水道施設維持管理事業、農業集落排水施設維持管理事業)
- ・ 環境を保全し、水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置費の一部を補助しま した。(合併処理浄化槽設置補助事業)
- ・ 浄化槽の点検や生活排水の適切な処理など、家庭でできる水質汚濁の防止策について、 広報紙やホームページにより周知を行いました。

◆現状

- ・ 生活排水処理総合普及率 (※2) は、平成23年度で72.9%となっており、内訳としては、公共下水道46.9%、農業集落排水8.7%、合併処理浄化槽17.3%となっています。 平成22年度末の県平均77.2%と比較すると低い水準にあります。
- ・ 公共下水道の普及率は、平成 22 年度末で全国平均 75.1% (東北三県を除く) や県平 均 57.2%より低く、整備が遅れている現状にあります。
- ・ 農業集落排水については、6地区(戸崎地区、西木倉地区、門部地区、神崎額田地区、 戸多北部地区、鴻巣地区)で供用を開始しています。
- ・ 整備区域内の水洗化率は、平成23年度末で公共下水道が95.4%、農業集落排水が87.4% となっています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 水質汚濁の防止や生活環境の改善・保全を図るため、生活排水処理施設を早急に整備 する必要があります。 (①)
- ・ 公共下水道や農業集落排水の整備には、多額の費用と相当の期間を要します。(①)
- ・ 公共下水道や農業集落排水の供用開始区域における接続率を高める必要があります。 (①)
- ・ 下水道が整備されていない地区において、合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。 (①)
- ・ 水環境を保全するために、台所などの発生源において、生活排水を適切に処理してから流す意識をもつことが必要です。(②)

◆施策の方針

対 象 市民・市内全域の生活排水

意 図 生活排水の浄化を図り、衛生的な生活を守る

目標指標 生活排水処理総合普及率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 72.9% | 83.8% | 86.8% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|----------------|--|
| ①生活排水処理施設の整備 | 合併処理浄化槽設置補助事業、公共下水道整備事 業、農業集落排水整備事業 |
| ②生活排水処理施設の維持管理 | 下水道維持管理事業、農業集落排水処理施設維持管理事業 |

◆基本事業ごとの方針

①生活排水処理施設の整備

- ・ 公共下水道を計画的に整備します。また、新たな事業認可の拡大については、現計 画の進捗状況を見ながら、早急な推進を図ります。
- ・ 農業集落排水については、鴻巣地区の早期完了および酒出地区の新規採択を進めて 整備促進を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置費用を補助することで、設置を促進します。
- ・ 公共下水道および農業集落排水の供用開始区域においては、速やかな接続について 啓発を進めます。

②生活排水処理施設の維持管理

- 管路、マンホールなど、施設の老朽化および損傷を計画的に点検、補修し維持管理 を適正に行います。
- ・ 水質汚濁を防止し生活環境を保全するため、市民一人ひとりが生活排水を適切に処理して流すよう意識啓発を図ります。
- 合併処理浄化槽については、定期的な点検など適正な使用について啓発を図ります。

◆関連する市の計画(計画期間)

· 市公共下水道事業計画(昭和 58 年度~平成 27 年度)

- 1 農業集落排水:農村地域では、農業用水路が生活排水の受入先となっているので、食の安全・安心の確保、農業生産の安定のために、農業基盤と一体的な汚水処理施設を整備している。
- 2 生活排水処理総合普及率:下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備により、 生活排水を適正に処理できるようになった人口が行政区域内の総人口に占める割合。

第3章 健やかで生きがいをもって 暮らせるまちづくり

施策1 家庭や地域で支えあう福祉環境を整える

施策2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える

施策3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える

施策4 安心して子どもを産み育てられる環境を整える

施策5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る

施策6 健康で生きがいをもって暮らせる保健体制の充実を図る

第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

施策1 家庭や地域で支えあう福祉環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 地域福祉の総合的な計画として市地域福祉計画を策定しました。その後、東日本大震 災の経験などを踏まえ、計画の一部を見直しました。(地域福祉計画策定事業)
- ・ 地域福祉を推進するため、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会など各種団体の活動を支援しました。(各種団体補助事業:民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会)
- ・ 憲法に定める健康で文化的な最低限の生活を保障するため、生活保護費を支給しました。(生活保護扶助費)
- ・ 施設や道路などのバリアフリー化については、それぞれの整備計画にあわせて順次進めました。(各課の施設等建設・整備事業)

◆現状

- ・ 105 人の民生委員・児童委員が高齢者や障がい者、ひとり親家庭などに対して相談支援や生活支援を行うなど、地域福祉の推進のために活動しています。
- ・ 福祉ボランティア団体数は、平成 23 年度末で 48 団体、会員数は 3,164 人となっています。
- ・ 生活保護受給者は、平成23年度末で197世帯、278人となっています。受給の相談件 数は増加傾向にありますが、受給者数は横ばいの状況です。
- ・ 平成 23 年度に実施した市民アンケートでは、市内の公共施設、集客施設、道路など が高齢者・障がい者にも利用しやすくなっていると感じている市民の割合は、26.4%に とどまっています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 地域福祉を推進するために、市社会福祉協議会をはじめとする各種団体との連携の強化や協働の体制づくりが必要です。 (①)
- ・ 震災時の地域で助け合う機運の高まりを維持して、地域のつながりを強化する必要があります。 (①)
- ・ 誰もが暮らしやすいまちづくりのために、公共施設や道路などのバリアフリー化を進める必要があります。 (①)
- ・ 生活保護世帯の自立に向けた支援や相談体制の充実を図る必要があります。また、不 正受給を防止するために生活保護費の適正な認定および支給を行う必要があります(②)
- ・ 老朽化している市営住宅については、修繕などの対応を検討する必要があります。(②)

◆施策の方針

対 象 市民(市民・各団体)

意 図 安心して暮らしていける地域社会をつくる

目標指標 ボランティア活動団体数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 4 8 団体 | 5 5 団体 | 6 0 団体 |

ボランティア活動登録者数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 3, 164人 | 3,300人 | 3,450人 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|---------------|---|
| ①地域で支えあう環境の充実 | 団体補助事業(民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・ボランティア連絡協議会)、市地域福祉計画策定事業 |
| ②生活援護の充実 | 生活保護費扶助費、市営住宅管理事業 |

◆基本事業ごとの方針

①地域で支えあう環境の充実

- ・ 地域福祉の推進において中核的な役割を担う市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会をはじめ、市民や市民活動団体、NPO(※1)、ボランティア団体などの活動を支援します。
- ・ 地域福祉の活動に取り組む市民や団体、関係機関などのネットワーク化を進めます。)
- ・ 身近な地域で交流や助け合いができるよう、福祉に関する情報の提供や啓発活動を 通して、市民一人ひとりに福祉意識の高揚を図ります。
- ・ 公共施設や道路などのバリアフリー化を進めます。

②生活援護の充実

- 生活保護法に基づいて、生活保護費の適正な認定と支給に努めます。
- ・ 生活保護世帯や所得の低い世帯に対して、相談支援の充実を図り、自立に向けた就 労などを促します。
- ・ 市営住宅の適正な管理運営により、所得の低い世帯の居住の場を確保します。

◆関連する市の計画(計画期間)

• 市地域福祉計画(平成21年度~平成25年度)

※用語の説明

1 NPO: 非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。

第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

施策2 高齢者がいきいきと暮らせる環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 高齢者が介護状態にならずに自立した生活が続けられるよう、生活指導員を派遣して 生活指導や生活相談などの支援を行いました。(介護予防事業)
- ・ 地域包括支援センター(※1)を中心に、介護予防事業をはじめ、総合的な相談事業、 介護予防ケアマネジメント(※2)事業などを実施して、高齢者が要支援・要介護状態 にならないよう支援しました。(介護予防事業、包括的支援事業)
- ・ 高齢者の虐待については、地域包括支援センターとともに相談支援を行い、早期発見・ 未然防止を図りました。また、虐待の疑いがあったケースについては警察署や県と連携 して対応しました。(高齢者虐待の予防・啓発・対応事業)
- ・ 認知症高齢者の財産や権利を守るため、成年後見制度(※3)が利用できるよう申し立てなどの支援を行いました。(成年後見制度利用支援事業)
- ・ ひとり暮らしの高齢者が、急病、災害、事故などの緊急時に市消防本部に通報できるよう、自宅に緊急通報システム(※4)の機器を設置しました。また、消防隊員が迅速に対応できるよう、緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キット(※5)を配布しました。(ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業)
- ・ 乳酸飲料や食事を定期的に配達することで、ひとり暮らしの高齢者の安否確認や健康 維持を図りました。(ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業、高齢者等配食サービス 事業)
- ・ 紙おむつなどの購入費の助成や慰労金の支給により、介護者の経済的・精神的負担の 軽減を図りました。(紙おむつ等購入助成事業、家族介護慰労金支給事業)
- ・ 高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、高齢者クラブおよび公益社団法 人シルバー人材センター(※6)の活動を支援しました。(団体補助事業)
- ・ 介護保険制度を利用する低所得者に対して、サービス利用料の一部を補助しました。 (介護サービス給付事業、訪問介護利用料補助事業)
- ・ 介護保険制度について、広報紙やホームページ、まちづくり出前講座などを活用して 周知を図りました。また、対象者への個別通知により介護保険料の納付に対する理解を 促しました。 (趣旨普及事業)

◆現状

- ・ 本市の高齢化率は、平成24年4月1日現在24.6%で年々上昇しており、全国(23.7%) および県(23.4%)の水準を上回っています。
- ・ 平成23年度末で要介護認定者は2,066人となっており、高齢者人口の増加にともない 介護保険サービスの費用が増加しています。
- 平成23年度末で、ひとり暮らし高齢者は707人となっています。
- ・ 平成23年度末で、高齢者クラブの会員数は1,782人(加入率9.5%)、シルバー人材 センター会員数は293人(加入率2.2%)となっており、高齢者人口の増加に反して減

少傾向にあります。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ ひとり暮らしの高齢者が地域で生活を続けていくために、安全の確保をはじめ各種の 支援策が必要です。(①)
- ・ 家族による介護が継続できるよう支援する必要があります。 (①)
- ・ 地域福祉の推進のために、関係機関との連携の強化が必要です。 (①)
- ・ 高齢者や介護者を地域で支える体制が必要です。 (①)
- ・ 増加が予測される認知症高齢者の生活を地域で支えていくための取組が必要です。(①)
- ・ 介護保険制度を適正に運営するとともに、制度の理解を促す必要があります。 (②)
- ・ 高齢者が自立して暮らせるよう、一人ひとりの状態に応じたきめ細かい支援が必要です。 (①、③)
- ・ 高齢者の生きがいづくりや活動の場を確保する必要があります。 (④)
- ・ 認知症など、判断能力が低下した高齢者の権利を守るための取組が必要です。 (⑤)
- ・ 高齢者虐待の防止を進める必要があります。(⑤)

◆施策の方針

対 象 高齢者

意 図 自立していきいきと暮らせる

目標指標 生きがいをもっていると答えた高齢者の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 84.1% | 86% | 90% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | | 主な事務事業 | |
|-------|--------------------|--|--|
| 1 | 地域で支える体制の充実 | ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、高齢者等配食 サービス事業 | |
| 2 | 介護保険制度の円滑な運営 | 介護サービス給付事業、趣旨普及事業 | |
| 3 | 地域包括ケアと介護予防の 推進 | 介護予防事業、包括的支援事業 | |
| 4 | 生きがいづくりの支援 | 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、団体補助 事業(高齢者クラブ、シルバー人材センター) | |
| (5) | 権利擁護の推進 | 成年後見制度利用支援事業、市民後見人育成事業、 高齢者虐待の予防・啓発・対応事業 | |

◆基本事業ごとの方針

①地域で支える体制の充実

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、安否確認や緊急通報システムにより安全を確保するほか、住まいの場を確保します。
- ・ 各種の支援制度を活用して、一人ひとりにあった在宅サービスを効果的に提供します。
- 在宅で介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 介護方法や介護予防の知識などを学べる機会を提供して、家族による介護を支援します。
- ・ 地域福祉を推進する市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、NPO、各種 ボランティア団体などとネットワークを強化して、高齢者や介護者を地域で支える体 制づくりを進めます。
- ・ 認知症に関する知識と理解の普及を図るとともに、地域包括支援センターを中心に 相談や治療などの支援体制を充実して、認知症高齢者の生活を支援します。

②介護保険制度の円滑な運営

- ・ 要介護認定(※7)やケアマネジメント、サービス提供の評価などを適切に行うことで、介護保険制度の適正な運用とサービス提供に努めます。
- ・ 介護保険の制度や保険料について、理解啓発を進めて、制度の円滑な運営を図ります。

③地域包括ケアと介護予防の推進

- ・ 地域包括支援センターの機能の充実を図り、高齢者のニーズや状態の変化に応じた 包括的・継続的なサービスを提供します。
- 要支援・要介護状態にならないよう、また地域で自立した生活が送れるよう、介護 予防教室などの機会を提供するとともに、予防のための日常生活の支援を行います。

④生きがいづくりの支援

- ・ 健康でいきいきと地域生活が送れるよう、高齢者のニーズにあわせた各種教室など の機会を提供します。
- ・ 社会参加や仲間づくりなどを通して生きがいをもって生活できるよう、高齢者クラブや公益社団法人シルバー人材センターの活動を支援します。

⑤権利擁護の推進

- ・ 高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を促進します。また、制度の活 用が図れるよう、市民後見人の育成を進めます。
- ・ 高齢者虐待を防止するため、相談体制の充実や虐待についての正しい理解の啓発を 進めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

· 市高齢者保健福祉計画(平成24年度~平成26年度)

- 1 地域包括支援センター:高齢者およびその家族に対する総合的な相談・支援、保健福祉サービスの総合的かつ継続的な調整、虐待防止や介護予防ケアマネジメント事業などを総合的に行う中核的機関。市では3つの日常生活圏域、北部圏域(神崎、額田、菅谷(福田を除く)地区)、南部圏域(菅谷(福田のみ)、後台、芳野地区)、西部圏域(戸多、木崎、瓜連地区)にセンターを設置している。
- 2 ケアマネジメント:介護が必要なかたおよびその家族に対する相談・支援、介護サービスの利用計画の作成、利用計画に基づくサービス提供の連絡・調整、サービス利用の定期的な監視など総合的に行う。
- 3 成年後見制度:判断能力が不十分な認知症高齢者や、知的・精神障がい者など自分自身 の権利を守ることが十分でないかたの財産管理や身上監護を支援する制度。
- 4 緊急通報システム: ひとり暮らし高齢者などの自宅と消防署とを 119 番のホットライン で結ぶシステム。装置の緊急ボタンまたはペンダントのボタンを押すことにより直接通報 され、高齢者が緊急事態であることを知らせるもの。
- 5 緊急医療情報キット:ひとり暮らし高齢者などを対象に、かかりつけ医療機関、持病の 有無、服用中の薬など、緊急時に必要な情報を専用の容器に入れて冷蔵庫に保管し、迅速 な救急活動に役立てるもの。
- 6 シルバー人材センター:高齢者が自立的に運営する公益社団法人で、高齢者が働くことにより生きがいや地域社会づくりに貢献することを目的として設置された機関。
- 7 要介護認定:介護保険のサービス利用を希望するかたが介護保険の対象となるか、また どのくらい介護を必要としている状態であるか(要介護度)を判定する。

第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

施策3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 障がい者および介護者の日常生活を支援するため、障害福祉サービス(※1) の提供 や相談支援などを実施しました。(障害福祉サービス給付事業、地域生活支援事業)
- ・ 市地域自立支援協議会(※2) を組織して、支援が必要な障がい者に包括的・継続的 にかかわるとともに、地域での課題について検討を行いました。(地域生活支援事業の 相談支援事業)
- ・ タクシー利用の助成や福祉有償運送(※3)により、障がい者の移動を支援しました。 (タクシー利用助成事業・福祉有償運送運営協議会設置事業)
- 平成23年度に身体障害者手帳の交付事務が県から市に移譲され、適切な審査と短期間での手帳の交付に努めました。(身体障害者手帳交付事務)
- ・ 知的障がい者および精神障がい者に対して成年後見制度の利用を支援して、障がい者 の権利擁護を進めました。(地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業)
- ・ 市民に障がいについて理解を深めてもらうため、広報紙による周知のほか、市社会福 祉協議会や障がい者の就労支援事業所とともに啓発活動を実施しました。
- ・ 障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者団体の活動を支援しました。 (団体 補助事業:身体障害者の会、心身障害児者親の会、手をつなぐ育成会)
- ・ 障がい者が経済的に自立できるよう就労訓練を実施したほか、ハローワーク(※4) や就労支援事業所などと情報交換を行いました。(障害福祉サービス給付事業、障害者 就労支援等事務)
- ・ 市の事業を障がい者を雇用する企業や就労支援事業所に優先的に発注するよう、職員 に対して周知・啓発を実施しました。 (障がい者就労支援等事務)

◆現状

- ・ 障がい者数(※5) は平成23年度末で、身体障がい者1,639人、知的障がい者378人、精神障がい者202人となっています。いずれも増加傾向にあるとともに、高齢化や 障がいの重度化が顕著です。
- ・ 特別障害者手当の受給者数は平成23年度末で70人、在宅心身障害者(児)福祉手当の受給数は193人となっています。また、重度障害者医療福祉費(マル福)(※6)の交付者数は1,084人となっており、いずれも増加傾向にあります。
- ・ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの受給者は、平成23年度末で、在宅のサービスである介護給付費が296人、自立を促すための訓練等給付費が126人となっており、増加が顕著です。
- ・ 平成 23 年度の相談支援件数は 947 件で、内訳では精神障がいにかかわるものが 429 件で 45.3%を占めています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 障がい者のなかには、支援が必要であるにもかかわらず、障害福祉サービスを受けて いない対象者がいます。 (①)
- ・ 障がいの程度や状態に応じて、法律に基づき適切にサービスを給付する必要がありま す。 (①)
- ・ 障がい者が地域で安心して生活するために、地域住民の理解や支援が必要です。(①)
- ・ 地域における障がい福祉を推進するために、関係機関・団体との連携や活動の支援が 必要です。(①)
- ・ 障がい者が地域で安定した生活を送るために、経済的な支援が必要です。 (①)
- ・ 障がい者の権利や尊厳を守るため、成年後見制度の利用促進や、虐待や差別をなくす 取り組みが必要です。(②)
- ・ 障がい者が学習・スポーツ活動などに分けへだてなく参加できるよう、環境を整備する必要があります。(③)
- ・ 障がい者の就労を進めるために、市民や企業・事業所に対する啓発を行うとともに、 市が率先して就労支援に取り組む必要があります。(③)

◆施策の方針

対 象 (見直し)障がい者・市民

意 図 (見直し)市民が障がいについて理解を深め、障がい者が安心して地域で暮らせる

目標指数 (見直し)身近な人の障がい者理解度

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 53.5% | 6 0% | 7 0 % |

◆基本事業と主な事務事業

| | 基本事業名 | 主な事務事業 |
|---|---------------|--------------------------|
| 1 | 地域生活における支援の充実 | 障害福祉サービス給付事業 (介護給付等)、地域生 |
| | | 活支援事業、重度障害者医療福祉費扶助事業 |
| | | 障害者虐待防止センター対策事業、成年後見制度 |
| 2 | 権利擁護の推進 | 利用支援事業 |
| | | |
| | | 障害福祉サービス給付事業 (訓練等給付)、障害者 |
| 3 | 社会参加への支援の充実 | 団体補助事業(身体障害者の会、心身障害児者親 |
| | | の会、手をつなぐ育成会) |

◆基本事業ごとの方針

①地域生活における支援の充実

- ・ 障がい者の相談支援を充実して、必要なサービスを適切に提供します。
- ・ 障害者総合支援法(※7)に基づき、障害の程度認定(※8)を適切に行い、障害 福祉サービスの適正な決定と提供を行います。
- ・ 障がい者の生活を地域で支援する意識が高まるよう、障がいに対する理解や啓発を 進めます。
- ・ NPOやボランティア団体などの活動を支援して、地域で支援する体制を充実します。
- ・ 地域における障がい福祉を推進するため、市社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所をはじめとする関係機関のネットワークを強化します。
- ・ 手当の支給や医療費の助成のほか、各種減免制度を活用して障がい者や介護者の経済的負担を軽減します。

②権利擁護の推進

- ・ 障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を促進します。また、制度の 活用が図れるよう、市民後見人の育成を進めます。
- ・ 障がい者に対する差別や虐待について、市障害者虐待防止センター(※9)を中心 として、予防や早期発見、迅速な保護や支援を行います。また差別や虐待についての 正しい知識と理解が深められるよう、市民に広く周知・啓発を進めます。

③社会参加への支援の充実

- ・ 文化、スポーツ、レクリエーションなどの振興を図り、障がい者が各種の活動に参加できる機会を充実します。
- ・ 障がい者の社会参加を進めるため、障がいを補うための配慮(※10) について意識 の普及・啓発を進めます。
- ・ 就労を通して社会参加を促すため、ハローワークをはじめとする関係機関と情報の 交換や共有を図り、支援体制を充実します。
- ・ 障がい者の就労支援事業所や障がい者を雇用する企業などに優先的に市の事業を発 注することで、障がい者の仕事の確保と雇用を促進します。

◆関連する市の計画(計画期間)

市障がい者プラン (平成24年度~平成28年度)

- 1 障害福祉サービス:身体・知的・精神障がい者、障がい児などに対し、法律に基づき提供されるサービス。在宅で、入浴、排せつ、介護などの支援を受けたり、施設に通所して身体機能や生活能力の向上に必要なための訓練を受けたり、施設に入所して受けるサービスなどがある。
- 2 市地域自立支援協議会:障害者自立支援法により市町村などに設置されているもので、 地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割 を担う。
- 3 福祉有償運送: 道路運送法に基づき、NPO や社会福祉法人が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者などの移送を行う、「自家用有償旅客運送」のひとつ。
- 4 ハローワーク:国(厚生労働省)によって設置された「公共職業安定所」の愛称。
- 5 障がい者数:身体障がい者は身体障害者手帳、知的障がい者は療育手帳、精神障がい者 は精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの所持者数。
- 6 重度障害者医療福祉費(マル福):重度の障がい者を対象に、医療機関における保険適用分の負担の全額を助成する制度。
- 7 障害者総合支援法:障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に「障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行される。「障害者総合支援法」は略 称。
- 8 障害の程度認定:障害者自立支援法の「障害程度区分」が、改正法では「障害支援区分」 に名称が変更される。施行は平成 26 年 4 月。障害の程度に応じた適切なサービス給付を 決定する根拠となる。
- 9 市障害者虐待防止センター:障がい者の虐待にかかわる通報・届出の受付、相談・支援などを行う。
- 10 障がいを補うための配慮:「合理的配慮」といわれる。身体障がい者のための段差解消 やエレベーター・点字ブロックの設置、手話通訳者・要約筆記者の配置、知的障がい者の 理解を助けるための平易な表現や表示の工夫など、障がいの特性に応じた配慮を行うこと。

第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり 施策4 安心して子どもを産み育てられる環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 延長保育、一時預かり、障がい児保育、病児保育(※1)など、ニーズに応じた預かりを実施しました。(市立保育所管理運営事業、一時預かり促進事業、障がい児保育事業、病児保育補助事業)
- ・ 放課後などに学童保育事業を実施して、就労している保護者に代わり、小学校の主に 低学年を対象に児童の安全確保と育成指導を行いました。
- ・ 地域子育て支援センター「つぼみ」(※2)や市内各地区の施設を拠点として、保護者同士や地域のつながりを深めるため、各種の子育て支援事業を実施しました。(地域子育て支援センター事業)
- ・ 地域において子育ての支援を受けたい人と支援したい人が相互に助け合う制度として、ファミリーサポートセンター(※3)事業を実施しました。 (ファミリーサポートセンター事業)
- ・ 家庭はもとより、学校、幼稚園、保育所、民生委員・児童委員などの関係機関からの 相談に応じ、定期訪問などを実施して虐待、非行、不登校などの問題を抱える保護者な どに対して支援を行いました。 (家庭児童相談事業)
- ・ 母子家庭を対象に窓口・電話相談や定期訪問などを実施して、必要な情報の提供や生活指導、求職活動などの支援を行いました。また、DV(※4)などにより保護が必要な母子を保護、入所させて自立を支援しました。(母子自立支援事業・母子生活支援措置事業)
- ・ 乳幼児の健康診査により、心身の発育・発達の確認と病気や障がいの早期発見を行う とともに、育児指導を行いました。言葉や行動に発達の遅れが疑われる幼児については、 個別・集団指導により育児支援を行いました。(各種健康診査事業、幼児健診フォロー 事業、乳児健康相談事業、乳児家庭全戸訪問事業)
- ・ 不妊治療をしている夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行いました。 (不妊治療助成事業)

◆現状

- ・ 0歳から18歳の人口は、平成19年度の9,432人から平成23年度には8,990人となり、 減少傾向にあります。
- ・ 市内には公立保育所が 2 か所(平成 23 年度の入所児童数 240 人)、私立保育所が 4 か 所(同 476 人)あり、保育が必要な児童は全員措置されています。
- ・ 全小学校学区で放課後学童保育を実施しており、平成 23 年度は、希望する児童 440 人全員が入所しています。
- ・ 家庭児童相談の対応件数は、平成23年度は48件で、うち29件が終結しています。相 談内容は、離婚、DV、育児放棄、不登校などが増加傾向にあります。
- ・ 母子自立支援相談件数は、平成23年度は285件あり、DVによる保護措置件数は1件となっています。

・ 平成23年度はこども手当を3,856人に支給しています。また、医療福祉費受給者証は5,918人に交付され、医療費の負担軽減が行われています。

◆課題

- ・ 不妊治療をしている夫婦に対する支援が必要です。 (①)
- ・ 安心して妊娠期を過ごし、また、安全な出産を迎えるために、適切に健康診査を受診 することが必要です。 (①)
- ・ 保護者のニーズに対応した利用しやすい保育サービスを提供することが必要です。(②)
- ・ 少子化や核家族化により地域のつながりが希薄化になるなか、孤立化や育児不安の解 消など、時代の変化や保護者のニーズに即した支援が必要です。(③)
- ・ 社会全体で子育てを支援するためには、地域や事業所の理解が必要です。(③)
- ・ 家庭児童相談や母子自立支援相談件数が増加傾向にあるなか、複雑・深刻化する相談 内容に適切に対応することが必要です。(③)
- ・ 乳幼児の病気や障がいなどを早期に発見するため、各種健康診査の受診を促すととも に、問題が発見された子どもと保護者への支援体制の整備が必要です。(③)
- ・ 安心して子どもを産み育てるためには、経済的支援の充実が必要です。 (④)

◆施策の方針

対 象 子育て世帯

意 図 安心して子どもを産み育てられる

目標指標 合計特殊出生率(※5)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 22 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 1. 33 | 1. 37 | 1. 39 |

安心して子どもを育てられていると感じている市民の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 47. 1% | 55% | 60% |

◆基本事業と主な事務事業

| | 基本事業名 | 主な事務事業 |
|---|--------------|---|
| 1 | 妊産婦支援の充実 | 不妊治療費助成事業、妊婦健康診査事業 |
| 2 | 子育てと就労の両立支援 | 市立保育所管理運営事業、病児保育補助事業、学童保育事業 |
| 3 | 子育て支援体制の充実 | 地域子育て支援センター事業、こども発達相談セン ター事業、乳幼児健康診査事業 |
| 4 | 子育ての経済的負担の軽減 | 児童手当支給事業、医療福祉費扶助事業(小児・児童・ひとり親・妊産婦) |

◆基本事業ごとの方針

①妊産婦支援の充実

- 不妊治療をする夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成を行います。
- ・ 妊産婦健康診査の重要性を周知して受診を促すとともに、健診費用の助成など、安全・安心な出産を迎えられるよう支援を充実します。

②子育てと就労の両立支援

- ・ 就労形態の多様化やワークライフバランス(※6)に対応できるよう、保育サービスを充実します。
- ・ 保護者のニーズに対応して、学童保育の受け入れ体制を充実します。

③子育て支援体制の充実

- ・ 子育て支援の拠点である、子育て支援センター「つぼみ」の機能を充実し、相談支援など子育てに関する支援を総合的に提供します。
- ・ 地域で子育てを支援する環境をつくるため、ファミリーサポートセンターを活用するとともに、地域住民との交流を通して支援の輪を広げます。
- ・ 社会全体で子育てを支援する意識を広めるため、地域や事業所に対して育児支援に ついての情報提供や啓発を行います。
- ・ 問題を抱える子どもや保護者を支えるため、また、児童虐待の早期発見や未然防止 のため、地域や学校、県福祉相談センターなど関係機関とのネットワークを活用して 相談支援の強化を図ります。
- ・ 健康診査などにより病気や障がいを早期に発見するとともに、こども発達相談センター(※7)を中心に、学校や医療・療育機関などの関係機関と連携・協力し、成長に応じた支援を行います。

④子育ての経済的負担の軽減

- ・ 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、各種手当の支給、保育料や医療費の助成 などを行います。
- ひとり親家庭に対して経済的支援を行い、自立を促します。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 市次世代育成支援対策行動計画(子育て応援プラン) (平成17年度~平成26年度)

- 1 延長保育は、保護者の就労形態、残業などやむを得ない事情により、通常の保育時間を延長しておこなう保育。一時預かりは、保護者の仕事の都合、傷病、入院などにより、家庭での育児が困難な期間一時的に行う保育。障がい児保育は、障がい児に健常児と同じ集団のなかで適切な指導を実施して相互の健全な育成を促進するもの。病児保育は、保護者が仕事の都合、疾病、入院などにより、病児の育児が困難な期間、一時的に医療機関併設型病児保育室で預かり、看護師、保育士が保育するもの。
- 2 子育て支援センター「つぼみ」:子育てに対する相談指導、子育てサークルの育成・支援 や子育てに関する情報を提供するなど、子育て中の親子の交流活動拠点。
- 3 ファミリーサポートセンター: 託児などの育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる会員による有償の援助組織。
- 4 DV:ドメスティックバイオレンスの略。配偶者からの暴力行為を指す言葉。
- 5 合計特殊出生率:統計上の指標で一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。
- 6 ワークライフバランス:国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の 責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人 生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
- 7 こども発達相談センター:心身の発達に遅れ、またはその疑いのある子どもとその保護者に対して、発達を促すための指導および保護者の育児不安を軽減するための支援を行う。

第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり

施策5 適切な医療が受けられる環境の充実を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 休日の病気やけがに対する初期医療の体制を整備するため、医師会と協力・連携して、 当番制により休日診療医療機関を確保しました。 (休日診療委託事業)
- ・ 手術や入院を必要とする重症患者について、水戸・常陸太田およびひたちなか保健医療圏の構成11市町村が運営費を負担し、広域における休日・夜間の救急医療体制を確保しました。(救急医療二次医療病院制運営事業)
- ・ 適切な医療を受けるために、多受診者や乱受診者に対して訪問指導やパンフレットに よる普及・啓発を行いました。
- ・ 特定健診(※1)や特定保健指導(※2)などの各種保健事業を実施しました。また 健診の無料券を配布して受診の勧奨を行いました。(国民健康保険事務)
- ・ 国民健康保険制度についての理解を進めるため、広報紙やホームページ、パンフレットにより周知を行いました。また、かかった医療費を個別に通知することで適切な医療機関の受診について、勧奨・啓発を行いました。(国民健康保険趣旨普及事業)
- ・ 後期高齢者医療制度における医療費の抑制と制度の安定運営を図るため、個別訪問による保健指導や重複受診の自粛、ジェネリック医薬品(※3)の推奨などを実施しました。

◆現状

- ・ 休日診療については、日曜・祝日および年末年始の午前中に対応しており、市内一般 診療所23か所中17か所が休日当番の協力医となっています。なお、休日診療の受診者 は、平成23年度は1,001人となっています。
- ・ 平成23年の当市の国民健康保険加入者(15,727人)の医療費は38億5,338万円、1 人当たりの医療費は24万5千円となっており、増加傾向にあります。
- ・ 平成 23 年度の国民健康保険税の収納率は 87.7%で、前年度と比較してほぼ同率となっています。
- ・ 耳鼻科・眼科・皮膚科・呼吸器科の専門診療所の開業に伴い、地域医療が充実する傾向にあります。

◆課題

- ・ 市内開業医が高齢化や廃業により減少しているため、休日診療の協力医の維持・確保 が必要です。(①)
- ・ 病気の早期発見や重症化を防ぐために、日頃から健康状態や持病の管理を行うととも に、かかりつけ医(※4)を持つことが必要です。(①)
- ・ 国民健康保険制度や高齢者医療制度の安定運営を図るため、保険税の納付意識の向上 や、健康増進や疾病予防により病気にならない、医者にかからないという意識への転換 が必要です。(②)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 必要なときに適切な医療が受けられる

目標指標 必要なときに適切な医療が受けられると思っている人の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 72. 9% | 80% | 85% |

かかりつけ医を持っている人の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 73. 3% | 80% | 85% |

◆基本事業と主な事務事業

| | 基本事業名 | 主な事務事業 |
|---|----------------|------------------------------|
| 1 | 地域医療と救急医療体制の充実 | 休日診療委託事業、救急医療二次医療病院制運営 事業 |
| 2 | 健康保険制度の安定運営 | 国民健康保険事務、国民健康保険趣旨普及事業 |

◆基本事業ごとの方針

①地域医療と救急医療体制の充実

- ・ 医師会の協力により休日診療の受け入れ体制を確保して、地域医療の充実を図ります。
- ・ 休日や夜間の救急医療について、広域での受け入れ体制を充実するほか、休日診療 についても広域での対応を進めます。
- ・ 日常的な病気や医療相談などに応じてもらえるよう、かかりつけ医を持つことについて普及・啓発を行います。

②健康保険制度の安定運営

- ・ 国民健康保険や高齢者医療制度について理解を深めることで医療費の抑制や保険税 の確実な徴収につながるよう、周知を行います。
- ・ 市民一人ひとりが健康づくりを心がけ、病気にならない意識を持つよう啓発を行う とともに、適正な医療給付により制度の円滑な運営を図ります。

◆関連する市の計画(計画期間) なし

- 1 特定健診:40歳以上75歳未満の健康保険加入者が対象で、高血圧症、脂質異常症、糖尿病など生活習慣病の原因である内臓脂肪の蓄積の早期発見と早期改善に着目した健診。腹囲を含む身体計測、血圧、血糖、脂質、肝機能検査、尿検査を行う。
- 2 特定保健指導:特定健診の結果に基づいて生活習慣病のリスクの高い順から「積極的支援」、「動機付け支援」、「情報提供」の3つに分け、それぞれに適した保健指導を行う。
- 3 ジェネリック医薬品:後発医薬品。先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、 先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。
- 4 かかりつけ医:日頃から診察や相談を受け、必要に応じて専門医の紹介などをしてもらえる医師。

第3章 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり 施策6 健康で生きがいをもって暮らせる保健体制の充実を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 疾病を早期に発見して早期治療につなげるため、各種健康診査を実施しました。 (特定健康診査ほか各種検診事業)
- ・ 健診の受診率を向上させるため、広報紙やホームページへの掲載、リーフレット配布 などを行ったほか、特定健康診査の未受診者については、夜間健診の実施や全戸訪問に よる受診勧奨を実施しました。(特定健康診査・高齢者健診・生活習慣病予防健診事業、 各種がん検診推進事業)
- ・ 予防接種法に基づく定期予防接種(※1)や、法に基づかない任意予防接種(※2) の費用を助成して、感染症および重症化の予防を行いました。(予防接種事業)
- ・ 特定健康診査の結果、指導が必要な市民に対して保健指導や栄養指導を実施しました。 (特定保健指導)
- ・ 心身面の健康づくりを推進するため、生活習慣病(※3)に関する集団健康教育および「こころの相談」を実施しました。(健康相談・健康教育事業)
- ・ 食生活の改善についての意識の普及・啓発を進めるため、食生活改善推進員連絡協議 会の活動を支援しました。(団体補助事業:食生活改善推進員連絡協議会)
- ・ 自殺を予防するため、講演会の開催、ポスター・パンフレットによる周知・啓発を行 うとともに、相談窓口を設置して心の相談に対応しました。 (自殺対策事業)
- ・ 新型インフルエンザ (※4) に対応するため、新型インフルエンザ対策本部設置要綱 を定めて体制を整備しました。 (新型インフルエンザ対策事務)
- ・ 高齢者および小児肺炎球菌、子宮頸がんなどの任意予防接種費用の助成を行いました。 (予防接種事業)
- ・ 子どもから大人まで、健康に暮らせるよう、市食育推進計画を策定して食育の推進に努めました。

◆現状

- ・ 健康診査では、特定健康診査をはじめ高齢者健診、生活習慣病予防健診、結核検診、 肝炎ウイルス検診を実施しています。また、がん検診では、肺がん、胃がん、大腸がん、 前立腺がん、子宮がん、乳がんの検診を実施しています。
- ・ 特定健康診査については、平成 23 年度は 4,195 人が受診し、受診率は 37.8%となっています。
- ・ 平成23年度の特定健診の受診者のうち、20.5%が保健指導や生活指導などの特定保健 指導が必要となっています。
- ・ 定期予防接種として、麻しん・風しん、日本脳炎、高齢者のインフルエンザなどを実施しています。また、任意予防接種では、小児インフルエンザ、高齢者および小児肺炎球菌、子宮頸がん、ヒブワクチンなどを実施しています。
- ・ 平成23年度の自殺者は19人で、増加傾向にあります。なお、死亡原因では健康問題が7人、家庭問題が4人、債務問題が2人の順となっています。

◆課題

- ・ 病気を予防し、また重症化を防ぐために、各種健康診査の受診率を向上する必要があります。 (①)
- ・ 健康診査により指導が必要とされた人については、受診後の適切な対応が必要です。 (②)
- ・ 予防接種は、感染症の流行傾向や発生状況、接種後の健康被害、ワクチンの開発状況 などにより、新設や中止・廃止があるため、市民に対して分かりやすい周知を行うこと が必要です。 (①)
- ・ 法に基づく定期予防接種の完全接種のため、未接種者の把握と接種勧奨の強化が必要です。(①)
- ・ 法に基づかない任意予防接種の費用助成については、対象者や助成費用の検討が必要です。(①)
- ・ 食生活改善推進の事業効果を向上させるための取組が必要です。 (②)
- ・ 近年における食生活をめぐる環境の変化に伴い、食育の重要性が増しています。(②)
- ・ 一人ひとりが心の健康を守れるよう、精神疾患についての正しい理解を促す必要あります。(③)
- ・ 年々増加する精神疾患者やそのおそれのあるかたに対して適切に対応するため、支援 体制の強化が必要です。(③)
- 自殺を未然に防止するための取組が必要です。(③)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 自らの健康に留意し、健康な状態を維持する

目標指標 特定健康診査受診率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 37. 8% | 50% | 60% |

健康であると感じている人の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 26 年度) | (平成 29 年度) |
| 79. 0% | 82% | 85% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | | 主な事務事業 |
|-------|---------------|------------------------|
| 1 | 各種種健診と予防事業の推進 | 各種健康診查事業、生活習慣病予防健診事業、予 |
| | | 防接種事業 |
| 2 | 健康づくりの推進 | 特定保健指導、健康相談・健康教育事業 |
| 3 | 心の健康の啓発 | 精神保健事業、自殺予防対策事業 |

◆基本事業ごとの方針

①各種健診と予防事業の推進

- ・ 疾病の早期発見と早期治療のため、各種健康診査の重要性について周知するととも に、受診しやすい体制を整えます。
- ・ 感染症の蔓延や重症化を防ぐため、予防接種が有効であることを周知徹底し、接種率の向上を図ります。
- ・ 任意予防接種の費用助成については、対象者や助成費用の検討を踏まえて適正な助成を行います。

②健康づくりの推進

- ・ 健康診断の結果により保健指導を実施して、生活習慣の改善に取り組みながら病気 にならない、また悪化しない意識の啓発を進めます。
- ・ 市民が健康づくりに取り組みやすいよう、各種教室の充実や知識の普及、相談体制 の強化を図ります。
- ・ 健康づくりや食生活改善などに取り組む自主活動団体などと情報交換・共有を通して連携を強化し、家庭や地域において健康に関する意識が高まるよう、取り組みを進めます。
- ・ 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、市第2次食育推進計画を策定して、食生 活環境の変化に応じた食育の施策を総合的かつ計画的に推進します。

③心の健康の啓発

- ・ 精神疾患について正しい知識や理解の促進のため周知・啓発を進め、家庭や地域、 職場などにおいて心の健康を守る意識を広めます。
- ・ 心の問題についての相談に早期に対応できるよう、市保健センターや市社会福祉協議会、 県保健所、県精神保健センターなど各相談窓口の周知を徹底するとともに、適切に医療に つながるよう精神科の医療機関と連携して支援します。
- ・ 自殺を未然に防止するためには、周囲が本人のサインにいち早く気づき、見守りや 声かけを行うことが大切です。家庭や地域、職場でできる取組について、周知・啓発 を進めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

- ・ 健康プラン那珂 21 (平成 24 年度~平成 26 年度)
- 市第2次食育推進計画(平成25年度~平成29年度)

- 1 定期予防接種:予防接種法で市区町村長の責任で接種することが定められており、麻しん・風疹、日本脳炎などの予防接種がある。
- 2 任意予防接種:定期予防接種以外の予防接種。おたふくかぜ、水痘、小児インフルエンザなど。
- 3 生活習慣病:生活習慣がその疾病・進行に関与する糖尿病、高血圧症、高脂血症などの病 気。
- 4 新型インフルエンザ:季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速な蔓延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

施策1 個性と創造性を育む学校教育の充実を図る

施策2 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える

施策3 生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整える

施策4 未来を担う青少年の健全育成を図る

施策5 貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る

施策6 多様な文化と交流する機会の充実を図る

第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

施策1 個性と創造性を育む学校教育の充実を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 教職員の実技研修の実施や教職員で組織する教育研究会における研究・研修活動を通 して、指導力の向上を図りました。(県費負担教職員に関する事務、教育研究補助事業)
- ・ 外国人指導者を配置して中学校の英語指導を強化し、実践的なコミュニケーション能力の向上や国際理解などを進めました。(英語指導助手配置事業)
- ・ 複式学級(※1)や加配(※2)のない小学校に、市が独自に講師を配置して、学級 担任とのティームティーチング(TT)(※3)によりきめ細かい指導を実施しました。 (TT非常勤講師配置事業)
- ・ 小学校の全学年を対象に英語活動指導員を配置して、英語によるコミュニケーション を通して外国文化に触れる体験学習を行い、早期から英語に親しむ環境づくりを行いま した。(小学校英語活動指導員設置事業)
- ・ 障がいをもつ児童・生徒に対して講師を配置し、障がいの程度や能力に応じたきめ細かい学習指導や生活指導を行いました。 (障がい児学習活動支援事業)
- ・ 読書力の向上のため、小中学校の図書室に司書を配置して、読書環境の整備を行いま した。 (図書室業務活性化事業)
- ・ 豊かな心とたくましく生きる力を身につけるため、道徳教育や人権教育、防災・防犯教育、交通安全教育など、各学校が特色ある学習・体験活動の取り組みを行いました。 (給食センター運営事業(食育)、道徳教育ほか各種教育・体験学習指導)
- ・ 幼少の頃から規範意識を育て、社会性の芽生えを促すため、児童自らの発想と考えで 子ども目線による自分たちのための約束「なかっこ宣言」を策定しました。
- ・ 健全な身体を養うため、体育祭・競技会の開催や課外の体育指導を実施しました。
- ・ 教育支援センター(※4)において、いじめや不登校など、学校や家庭での悩みを抱える児童・生徒とその保護者に対して、電話や来所による相談、カウンセリング、体験学習や学習支援による適応指導(※5)を実施しました。また、研修会の開催や学校・家庭・地域をはじめ各関係機関との連携をとることで、適応指導体制の充実を図りました。(教育支援センター設置事業)
- ・ 生徒はもとより保護者の悩みにも対応できるよう、身近な相談支援として各中学校に 相談員を配置しました。(心の相談員配置事業)
- ・ こどもの発達についての相談や支援を行うため、菅谷東小学校内に「幼児の教育相談 室」を設置しました。
- ・ 東日本大震災により被災した校(園)舎・体育館の復旧工事や学校校舎の耐震補強工 事を行いました。(校舎災害復旧事業、小学校校舎耐震補強事業、幼稚園仮園舎賃借事 務)
- ・ 適切な集団教育の環境を確保するため、市立小中学校適正規模化基本計画を策定して、 公立幼稚園再編の基本方針とあわせて幼小中の適正規模化の検討を進めました。 (小中 学校適正規模化等推進事業)

- ・ 学費などの経済的負担の大きい要保護・準要保護世帯(※6)に対して、保育料や教 材費、給食費などの負担軽減を行いました。(就園・就学奨励事業)
- ・ 就園および就学時に健康診断を実施して、発達の遅れや問題がみられる児童に対し、 能力や適性に応じた就学指導を行うとともに、入園・入学後に適切な教育指導が実施で きるよう支援体制を整備しました。(就学指導委員会設置事業、就園・就学時健康診断 実施事務)
- ・ 児童・生徒の健康づくりと健やかな発育を促すために、栄養教諭による食育を実施しました。 (給食センター管理運営事業)
- ・ 全校に学校評議員(※7)を設置して、学校運営や教育活動計画、地域との連携方法 などについて地域住民の意見を反映しました。(学校評議員設置事業)

◆現状

- ・ 市内には幼稚園が市立6園、私立3園、市立小学校11校、市立中学校が5校、県立高校が2校、私立短期大学が1校あります。
- ・ 市立小中学校における特別支援教室は、知的障害 12 学級、言語障害 1 学級、自閉・情 緒障害 9 学級が設置されています。
- ・ 市立幼稚園および小中学校の在籍者数については、平成24年5月1日現在で、園児が376人、児童2,973人、生徒1,529人となっており、減少傾向にあります。
- ・ 学力向上ときめ細かい指導を行うため、英語指導助手5人、小学校英語活動指導員4 人、TT非常勤講師6人、障がい児学習指導員16人を配置しています。
- ・ 道徳教育や人権教育をはじめ、図書室司書の配置による読書環境の充実、課外での体育指導、学校給食の実施による栄養管理などにより「生きる力」(※8)の育成に取り組んでいます。
- ・ いじめや不登校などの悩みについては、教育支援センターの設置や心の相談員の配置 により対応しています。また、幼児については、幼児の教育相談室を設置しています。
- ・ 東日本大震災により全22校(園)において被災したため、校(園)舎および体育館の 復旧工事を進めています。耐震補強工事については、強化の必要がある17校(園)中、 6校(園)で工事が完了しています。なお、老朽化の進んだ校(園)舎は耐震補強とあ わせ大規模改修工事を実施しています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 近年増加傾向にある障がい児については、程度や適性に応じたきめ細かい指導が必要です。(①)
- ・いじめについては、実態を適切に把握して、早期に対応することが求められます。(②)
- ・ 豊かな心と「生きる力」を育むために、さまざまな体験ができる学習機会を確保できるよう指導体制や読書環境を充実する必要があります。(②)
- ・ 心身の健全な育成のため、体育の指導の充実が必要です。(②)
- ・ 学校生活や家庭生活において悩みを抱える児童・生徒や保護者が増加する傾向にある ため、相談支援体制の充実が必要です。(③)

- ・ 児童・生徒の安全確保のため、学校校舎の耐震化を進める必要があります。 (④)
- ・ 高度情報化社会に対応できる児童・生徒を育成するため、時代に即した指導環境が必要です。(④)
- ・ 児童・生徒数の減少は学校(園)の小規模化を招き、集団教育の効果が低下する状況 になるため、適正な規模を維持する対策が必要です。(④)
- ・ 障がいや発達の遅れに早期に対応するため、保健師やその他の関係機関との連携、情報共有の強化などを図る必要があります。(④)
- ・ 普通学校(園)への入学(園)を希望する障がい児に対応するため、指導体制を整備する必要があります。(④)
- ・ 学校評議員制度は、委員として地域の人材を広く登用するとともに、これにより地域 との連携を強化する必要があります。(④)

◆施策の方針

対 象 幼児・児童・生徒

意 図 心身ともに健康で人間性豊かに育つ

目標指標 不登校などの長期欠席児童・生徒数の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 0. 93% | 0. 85% | 0. 80% |

体力テストの県平均を上回った児童・生徒の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 53. 1% | 56% | 60% |

図書を年間50冊以上読んだ小学4・5・6年生の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 67. 6% | 71% | 75% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 | |
|-------------------------------------|---|--|
| ① 学習指導体制の充実 | 教育研究補助事業、英語指導助手配置事業、TT非常 勤講師配置事業、小学校英語活動指導員設置事業、障 がい児学習活動支援事業 | |
| ② 心を育む教育の充実 | 図書室業務活性化事業、道徳教育ほか各種教育・体験 学習指導 | |
| ③ 相談支援体制の充実 | 教育支援センター設置事業、心の相談員配置事業 | |
| ④ 教育環境の整備と運営体制の充実 | 幼小中学校施設管理・整備事業、小中学校校舎耐震補 強事業、小中学校適正規模化等推進事業、学校評議員 設置事業、預かり保育事業、給食センター運営事業(23) | |

◆基本事業ごとの方針

①学習指導体制の充実

- ・ 教職員の自主的な研修活動や実践的な指導技術の習得など各種研修・研究の機会を 確保して、指導力の向上を図ります。
- ・ 確かな学力を培うため、また、能力・適性に応じたきめ細かい指導を行うため、多 様な学習方法や学習形態の活用により教育内容を充実します。

②心を育む教育の充実

- ・ いじめをなくし、お互いを尊重して思いやる心を育てるため、道徳教育や人権教育 を進めます。
- ・ 健全でたくましく生きる児童・生徒を育成するため、社会的な知識・教養を身につけられるよう各種教室や体験学習による指導を充実します。
- ・ 読書を通して豊かな人間性を育むため、司書の適切な配置などにより学校図書室の機能を充実します。
- ・ 健やかな身体と強い精神を培うために、体育指導を積極的に進めるとともに、運動 に親しむ環境を充実します。
- ・ 地域の人々との交流や体験学習、集団遊びを通して豊かな心と「生きる力」を育て るよう、幼稚園における幼児教育を充実します。

③相談支援体制の充実

- ・ 児童・生徒の悩みに寄り添うとともに、保護者が不安を解消できるよう、身近な相 談支援の体制を充実します。
- ・ いじめや不登校など、問題の重大化・深刻化を防止し、早期に的確に対応できるよう、教育支援センターや心の教室相談員による対応を強化するほか、学校・家庭・地域をはじめ関係機関との連携・協力体制を充実します。

④教育環境の整備と運営体制の充実

・ 幼児・児童・生徒の安全を確保するため、校舎などの耐震補強を計画的に進めると ともに、施設・設備の安全点検を定期的に実施して適切な整備を図ります。

- ・ 指導に必要な教材備品を適切に配備するとともに、学習用パソコンや教育ソフトの 充実により、情報化社会に対応した学習環境を整備します。
- ・ 一定規模の集団のなかで教育が受けられる環境を確保するため、児童・生徒数の減少が進む学校(園)においては、地域住民との共通理解を図りながら再編や統廃合を進めます。また、さらなる教育効果の向上を目指して小中一貫教育の導入を検討します。
- ・ 障がいや発達に遅れがみられる児童については、就園・就学時の健康診断や保健師など専門機関との連携により早期の把握に努めるとともに、特別支援教室の設置や加配などにより、就園・就学後の学習・生活指導体制の充実を図ります。
- ・ 心身の健やかな発育のため、安全・安心な食材によりバランスのとれた学校給食を 提供するとともに、「食育」を通して食事の大切さや栄養管理、健康づくりに対する 指導を進めます。
- ・ 学校評議員制度を活用して開かれた学校づくりを目指すとともに、地域の市民自治 組織や市民活動団体、ボランティア団体などと連携しながら、地域全体で子どもを育 てる意識の共有を進めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 市立小中学校適正規模化基本計画(※計画期間の定めなし)

- 1 複式学級:学年ごとにクラスを編成するのでなく、複数学年で1クラスにする学級編制のこと。過疎地などで学校規模が小さい場合に多く行われる。
- 2 加配:通常より教員を多く配置すること。
- 3 ティームティーチング (TT): 2人以上の教職員が連携・協力して一人ひとりの子ども および集団の指導の展開をはかり、責任をもつ指導方法および形態。
- 4 教育支援センター: いじめや不登校など、児童・生徒の指導上の諸問題や諸課題の解決および未然防止を図るために、子どもおよび保護者の相談や指導を行う機関。
- 5 適応指導:児童や生徒の在籍校と連携しながら、個別のカウンセリング、集団での指導、 教科指導などを行うもの。
- 6 要保護・準要保護世帯:低所得、または親が働けないなどの理由で就学に関する援助を要する世帯のこと。
- 7 学校評議員(制度):学校が保護者や地域住民などの信頼に応え、家庭や地域と連携協力 して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開か れた学校づくりを推進していくために地域住民が学校運営へ参画する制度。
- 8 生きる力:全人的な資質や能力のことを指す用語であり、具体的には、「変化の激しいこれからの社会を生きる」力のこと。1996年に文部省(現在の文部科学省)の中央教育審議会の答申の中で使われ、総合的な学習の時間の創設や、ゆとり教育につながった。2011年以降実施の学習指導要領では、ゆとりでも詰め込みでもなく、生きる力をよりいっそう育むという方針。

第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

施策2 生涯にわたり学ぶことができる環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 市内小中学校の児童・生徒とクラシック音楽奏者との交流やコンサートの開催を実施 し、音楽に親しむ機会を提供しました。(音楽活性化事業)
- ・ 地域に開かれた図書館として、市民がボランティアとして図書館の運営に参加する体制をつくりました。 (図書館ボランティア事業)
- ・ 中央公民館において初心者向けの学級講座を開設して、生涯学習のきっかけとなる機会を提供しました。また、教室終了後に自主教室として学習を継続できるよう、運営上の助言などを行いました。(学級講座開設事業)
- ・ 市内4か所のコミュニティセンターの貸館により、各地区で地域住民が行う生涯学習 活動の場を確保しました。
- ・ 市立図書館において、春に「こども図書館まつり」を、秋に「図書館まつり」を開催 して、お話し会、映画会、体験教室、講演会などを実施しました。 (図書館まつり開催 事業)
- ・ 市の芸術文化振興の活動を広く市民に周知する場として、公民館まつりや文化協会の 文化祭を実施しました。(公民館まつり開催事業(芸術文化振興))・(団体補助事業 (文化協会))
- ・ 文化芸術の振興のために地域で活動する文化協会を支援して、市民への文化芸術の浸透を図りました。(団体補助事業(文化協会))

◆現状

- 中央公民館は、平成23年度は82,088人が利用しています。
- ・ 中央公民館の学級講座は、平成 23 年度には 11 教室、延べ 107 回開催され、199 人が 受講しています。
- ・ 市立図書館の来館者数は、東日本大震災により建屋が被災したため、平成 23 年度は 176,153 人にとどまりましたが、例年 35 万人を超える利用があります。
- ・ 市立図書館の図書資料貸出冊数は、震災前までは50万冊を超える水準で推移しており、 人口5万人から6万人規模の市町村の図書館のなかで、全国8位の貸出数となっていま す。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 生涯学習に取り組むきっかけづくりとなるよう、学級講座の内容を充実して、市民が 関心を持てるよう働きかける必要があります(①)
- ・ 市立図書館の機能を充実するとともに、開かれた図書館を目指して、図書館運営に市 民が積極的にかかわる機会を提供する必要があります。 (①)
- ・ 中央公民館の学級講座をきっかけに、市民がさらに意欲を持って学習を継続し、また 深めていけるよう支援する必要があります。(②)

- ・ 市民が生涯学習に取り組む機会を充実するために、市が行う生涯学習活動と地域で行 う活動との連携が必要です。(②)
- ・ 文化協会の会員は高齢化や会員数の減少傾向にあるため、部会ごとに魅力ある講座を開設して市民に広く参加を呼びかけるなど、活性化を図る必要があります。(③)
- ・ 地域において芸術分野で活動する人材・団体などを発掘して、芸術文化振興のすそ野 を拡大するとともに、活動に取り組む意欲を喚起して、市全体としての芸術文化の振興 につなげる必要があります。 (③)
- ・ 市民、特に子どもたちに、音楽や絵画、演劇など、質の高い芸術に触れる機会を提供 する必要があります。 (③)
- ・ 芸術や音楽などの文化活動の開催には多額の経費がかかる傾向にあるため、企画面で の創意工夫が必要です。(③)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 自らテーマをもって生涯学習に取り組む

目標指標 生涯学習施設利用者

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 622, 382人 | 653, 000人 | 673, 000人 |

日頃から学習活動をしている市民の割合

| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | | |
|---------------------------------------|------------|------------|
| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 27. 9% | 30% | 32% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 4. 涯 举 羽 谭 英 ② 大 章 | 図書館管理運営事業、図書館ボランティア事業、コミ |
| ①生涯学習環境の充実 | ュニティセンター管理運営事業 |
| | 学級講座開設事業、公民館まつり開催事業(生涯学習)、 |
| ②生涯学習活動の支援 | 図書館まつり開催事業 |
| の共体文化の指揮 | 団体補助事業 (文化協会)、公民館まつり開催事業 (文 |
| ③芸術文化の振興 | 化振興) |

◆基本事業ごとの方針

①生涯学習環境の充実

- ・ 学習活動の拠点である中央公民館や各地区のコミュニティセンターの維持・管理を 行い、市民が快適に学習に取り組める環境を整備します。
- ・ 時代に即した、また地域の声を反映した魅力ある学習講座を開設して、市民が生涯 学習に取り組むきっかけづくりを行います。
- ・ 市立図書館の蔵書やレファレンスサービス(※1)の充実を図り、市民の知的ニーズに応えられる質の高い図書館を目指します。また、市民とともに運営する地域に開かれた図書館として、図書館ボランティア(※2)の活用を充実します。

②生涯学習活動の支援

- ・ 学習をより深めながら生涯にわたって学び続けられるよう、生涯学習に関する情報 提供や相談体制を充実します。また、自主教室の立ち上げを支援するとともに、指導 者となる人材の発掘や育成を図ります。
- ・ 学習の成果を広く発表できる機会を提供して、学習意欲の向上を図ります。
- ・ 地域の市民自治組織などで取り組んでいる学習・講座活動と連携して、情報の共有 を図りながら、協働して生涯学習の推進に努めます。

③芸術文化の振興

- ・ 質の高い芸術文化に触れる機会を創出して、市民に対し芸術文化に親しみ、振興する意識を育てます。
- ・ 地域において芸術文化の分野で活動する人材・団体などを発掘・活用して、連携・協力のもとに芸術文化の振興を図ります。また、発表の機会を提供して、意欲的に取り組める環境をつくります。
- ・ 市文化協会の活動を支援して、芸術文化を振興する機運を高めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

· 市読書活動推進計画(平成21年度~平成25年度)

- 1 レファレンスサービス:図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。
- 2 図書館ボランティア:図書館に関心を持つ市民に、ボランティアとして図書館業務を手伝ってもらう制度。

第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

施策3 生涯にわたりスポーツに親しめる環境を整える

◆前期計画の取り組み

- ・ 総合公園や市営の各体育施設(※1)については、設備などの保守点検や修繕などを 実施して、市民が安全、快適にスポーツに取り組める環境を整備しました。なお、東日 本大震災により被災した総合公園の建屋の復旧工事は、平成24年5月に完了しました。 (総合公園管理事業・総合公園施設補助災害復旧事業、体育施設管理事業)
- ・ 小中学校の体育施設を夜間に開放して、地域住民が身近な場所でスポーツに親しみ、 また地域住民の親睦を深められる環境を確保しました。(学校体育施設夜間開放事業)
- ・ 総合公園において各種スポーツ教室を開催して、年代を問わずスポーツに親しむ機会 を提供して、市民の健康増進を図りました。 (スポーツ教室開設事業)
- ・ スポーツ推進委員の設置により、実技指導や自主的な体育組織の育成を行ったほか、 行政・団体主催の行事の際、指導や助言、運営の協力などにより地域スポーツの振興を 図りました。 (スポーツ推進委員設置事業)
- ・ 身近な地域でスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ(※2)「ひまわりクラブ」を設立しました。 (スポーツ推進委員設置事業)
- ・ 地域において各種体育事業を展開している市体育協会の活動を支援して、市民の体力 向上による健康増進を図りました。(団体補助事業:体育協会)

◆現状

- ・ 市内には笠松運動公園、那珂総合公園、ふれあいの杜公園、神崎運動公園などの体育 施設があります。
- ・ 市立の体育施設使用者数および小中学校の体育施設の夜間開放利用者数は、平成 23 年度は東日本大震災の影響で 118,487 人でしたが、震災前の平成 22 年度は 218,565 人でした。
- ・ 各種スポーツ教室、歩く会、駅伝大会などのスポーツ行事の参加者数は、平成23年度 は東日本大震災の影響で2,160人でしたが、震災前の平成22年度は5,366人でした。
- 平成23年度末で体育協会には21団体が加盟しており、2,568人が登録しています。
- ・ 平成23年度末で23団のスポーツ少年団が結成されており、登録する946人の子ども たちが野球やサッカー、バレーボール、ミニバスケットボールなどに取り組んでいます。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ「ひまわり」の加入者数は 250 人で、9種目の軽スポーツ (※3) を実施しています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 総合公園などの市営の体育施設は、安全管理のための保守点検の徹底と、計画的な修理・修繕が必要です。 (①)
- ・ 総合公園は、利用者が減少傾向にあるため、施設を有効活用して利用者の増加を図る 必要があります。 (①)

- ・ 学校体育施設の夜間開放は、身近な場所でスポーツを楽しめる場として充実を図ると ともに、地域コミュニティの活性化にも活用する必要があります。 (①)
- ・ 健康増進のためにも、スポーツに取り組むきっかけづくりや意欲の向上を図るととも に、スポーツを通した地域コミュニティの連帯強化につなげる取り組みが必要です。(②)
- ・ ニュースポーツ (※4) の創設などスポーツの種類が多種・多様化しており、市民の 関心やニーズの広がりに対応する必要があります。 (②)
- ・ スポーツ推進委員は、身近な指導者として、またニュースポーツの普及者として、地域スポーツの中心的役割を担っており、今後とも質の高い指導を行えるように活動を支援する必要があります。 (②)
- ・ 総合型地域スポーツクラブについては、気軽にスポーツに親しむ場として、また地域 スポーツの推進の拠点となるよう、継続的に活動を支援するとともに新規設立を進める 必要があります。(②)
- ・ 加盟団体や各種大会・教室などが増加・充実するに従い、市体育協会がスポーツ振興 に寄与する部分が大きくなっています。今後、協会が自主性・自立性を持った活動がで きるよう、運営の自立化を検討する必要があります。 (②)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 スポーツに親しむ

目標指標 日頃からスポーツに取り組んでいる人の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 33. 2% | 40% | 45% |

体育施設利用者

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|----------------|------------|------------|
| (平成 22 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 218, 565人 | 230, 000人 | 250, 000人 |
| ※震災前のH22 年度とする | 200, 000) | 250, 000% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 | |
|---------------|--------------------------|--|
| ① スポーツ環境の充実 | 総合公園管理事業、総合公園運営事業、体育施設管理 | |
| 1 | 事業、学校体育施設夜間開放事業 | |
| ② 生涯スポーツ活動の支援 | スポーツ教室開設事業、スポーツ推進委員設置事業、 | |
| ② 生涯へか一ノ倍勤の文援 | 団体補助事業(体育協会) | |

◆基本事業ごとの方針

①スポーツ環境の充実

- ・ スポーツ施設の適切な管理により、市民が安全に、また快適にスポーツに親しめる 環境を整備します。
- ・ 生涯スポーツ推進の拠点である総合公園について、指定管理者制度の導入を検討して利便性の向上を目指すとともに、魅力ある施設運営に努めます。
- ・ 身近な場所でスポーツを楽しめるよう、また地域コミュニティの活性化につながる よう学校体育施設の夜間開放の活用を進めます。

②生涯スポーツ活動の支援

- ・ 市民のニーズに応じた各種の教室や講習会を開催して、スポーツに親しむきっかけ づくりを行い、健康づくりやともに楽しむ仲間づくりの場となるよう支援します。
- ・ ニュースポーツなどの多様なスポーツが創設されているなか、スポーツに関する情報の収集・提供を充実して、取り組みを支援します。
- ・ 地域における各種スポーツ大会を通して、スポーツに取り組む意欲を高めるととも に、チーム同士の交流などにより地域コミュニティの連帯を強めます。
- ・ 地域スポーツ推進の中心的な役割を担うスポーツ推進委員について、実技研修会への参加や指導者育成などの支援を行うことで、自主活動の普及やスポーツ指導などの活動の充実を進めます。
- ・ 総合型地域スポーツクラブの普及を進め、子どもから高齢者まで、身近な地域で誰もが気軽にスポーツに取り組める環境を充実するとともに、地域のコミュニティの発展につながるように支援します。
- ・ 市のスポーツ振興の中心的な役割を担う体育協会については、活動を支援するとと もに、法人化など運営の自立化に向けた検討を行います。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 市スポーツ振興基本計画 (平成 21 年度~平成 30 年度)

- 1 市営の各体育施設: 市営のグラウンド(4か所)、テニスコート(2か所)、ふれあいの 杜公園(多目的広場、芝生広場、テニスコート)、瓜連体育館がある。
- 2 総合型地域スポーツクラブ:様々なスポーツをそれぞれの志向・レベルに合わせて、だれでも参加ができる、地域住民による自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
- 3 軽スポーツ: ミニスポーツやニュースポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれ、運動量、ルール、精神的疲労度などが他のスポーツに比べて軽度であるもの。生涯スポーツとして年齢に分け隔てなく参加可能である。
- 4 ニュースポーツ: 勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動のこと。

第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

施策4 未来を担う青少年の健全育成を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 青少年相談員を設置して、青少年の問題にかかる意見交換や非行防止のパトロール、 あいさつ・声かけ街頭活動など、地域の健全育成活動を実施しました。 (青少年相談員 設置事業)
- ・ 小学校3年生から6年生を対象に体験教室を開催して、学校や学年が違う友だちと交流しながら、郷土の歴史や自然について学ぶ機会を提供しました。 (ふるさと教室開催事業)
- ・ 成人式を開催して 20 歳の門出を祝い、大人としての自覚を持ち、次代の地域づくりを 担う人材となるよう、意識向上を図る機会としました。 (成人式開催事業)
- ・ 各種大会の開催などにより啓発事業を展開し、地域全体で青少年の健全育成に取り組んでいる青少年育成那珂市民会議(※1)の活動を支援しました。(団体補助事業:青少年育成那珂市民会議)
- ・ 子どもの社会性を育み、また、保護者が地域の連帯意識の向上を図る場となるよう、 子ども会の活動を支援しました。 (子ども会育成連合会)
- ・ 子どもの人格形成にかかわる基礎的な教育の場である家庭において、保護者の自覚を 促して教育力の向上を図るため、家庭教育学級を開設しました。 (家庭教育学級開催事業)
- ・ 保護者同士や学校、幼稚園が連携しながら家庭の教育力向上に取り組めるよう、PTAの活動を支援しました。(団体補助事業: PTA連絡協議会、幼稚園PTA連絡協議会)
- ・ 生後4か月の乳児とその親に対して、絵本の配布やボランティアによる読み聞かせを 行い、絵本にふれるきっかけづくりを行いました。 (ブックスタート事業)

◆現状

- ・ 携帯電話やインターネットなどの普及による問題をはじめ、いじめや自殺、家庭内暴力、虐待の増加など、青少年を取り巻く環境は、問題が多様化・深刻化する傾向にあります。
- ・ 平成 23 年度の不良行為少年補導件数は 107 件で、平成 20 年度の 293 件から年々減少 しています。
- ・ 46 人の青少年相談員が地域のパトロールをはじめ、各種の青少年の健全育成活動を行っています。
- ・ 平成 23 年度の子ども会の加入率は 69.6%で、特に市街地で低下している傾向にあります。
- ・ 平成23年度は、各幼稚園・保育所、小中学校において家庭教育学級が24学級開設され、年間162の講座に延べ6,828人の保護者が参加しました。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 青少年の健全育成の気運を高めるために、関係団体が市民に対して意識啓発を働きかけていますが、啓発事業への参加者が固定化する傾向にあります。 (①)
- ・ 人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化により、地域の教育力をはじめ、非行 の未然防止や抑止力が低下している傾向にあります。 (①、③)
- ・ 将来、自主的・主体的にまちづくりを担う人材を育成するため、子ども会、高校生会、 青年会の活動の活性化を図る必要があります。 (②)
- ・ 少子化や核家族化により、子育てについて相談できる場が減少しているなか、家庭の 教育力を向上させるための機会の提供が必要です。(③)
- ・ 児童虐待、携帯電話やインターネットが持つ有害な側面など、時代に即した問題についての情報提供が必要です。(③)
- ・ 各学校や幼稚園におけるPTAの活動は、共働き世帯の増加や関心の低下などにより 参加率が低迷しています。 (③)

◆施策の方針

対 象 青少年

意 図 心豊かでたくましく育つ

目標指標 不良行為少年補導件数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 107件 | 100件 | 90件 |

青少年活動団体(子ども会、高校生会、青年会)加入率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 69. 6% | 70% | 70% |

◆基本事業と主な事務事業

| | 基本事業名 | 主な事務事業 |
|---|--------------|---|
| 1 | 地域で育てる体制の充実 | 青少年問題協議会設置事業、青少年相談員設置事業 |
| 2 | 健全育成の推進 | ふるさと教室開催事業、団体補助事業(青少年育成 那珂市民会議、子ども会育成連合会) |
| 3 | 地域や家庭の教育力の向上 | 家庭教育学級開催事業、団体補助事業(PTA連絡協議会、幼稚園PTA連絡協議会)、ブックスタート事業 |

◆基本事業ごとの方針

①地域で育てる体制の充実

- ・ 青少年育成那珂市民会議や青少年相談員が中心となり、市民自治組織、民生委員・ 児童委員、学校、家庭が連携・協力しながら、地域全体で青少年を育てる体制を強化 します。
- 青少年相談員をはじめとして、地域の大人一人ひとりが青少年の行動をあたたかく 見守り、声をかけながら、地域で青少年を育てる意識を高めます。

②健全育成の推進

- ・ 子どもたちがふるさとを知り、社会性を身につけながらたくましく生きる力を養う ため、学びや体験の機会を提供します。
- ・ 子ども会や高校生会、青年会は、地域での活動を通して社会性を身につける場として重要です。家庭や地域、学校などと連携・協力して、将来、地域づくりを担う大人となるよう、継続性のある活動支援を進めます。

③地域や家庭の教育力の向上

- ・ 地域の教育にかかわる活動のなかで、学校やPTA、市民自治組織や活動団体など と連携を強化し、交流や情報共有を通して地域や家庭の教育力を高めます。
- ・ 子どもの健全育成において親や家庭が果たす役割の重要性や、家庭教育のあり方などについて正しい知識や必要な情報が得られるよう、学習機会の提供や啓発を進めます。
- ・ 親子のつながりを深めながら、読書を通して家庭の教育力を高めるため、読書に親しむ環境を整えます。

◆関連する市の計画(計画期間)

· 市読書活動推進計画(平成21年度~平成25年度)

※用語の説明

1 青少年育成那珂市民会議:青少年の健全育成を目的に、青少年の育成に関わる各種関係団体を中心に組織され、健全育成の推進活動を実施している。

第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

施策5 貴重な歴史資産と伝統文化を継承し活用を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 古墳や埋蔵文化財などの発掘調査や資史料の整理・復元を行うとともに、文化財の重要性や保護・愛護の意識について普及・啓発を行いました。(文化財保護対策事業)
- ・ 史資料を収集・調査し、市史として「那珂市域の社寺祠堂」を発刊しました。 (市史 編さん事業)
- ・ 額田城跡(※1)に看板や駐車場、トイレ、遊歩道などを整備しました。また、地域 の保存会が伐採や除草作業などの管理を行いました。(額田城跡整備事業)
- ・ 文化遺産に接する機会を提供して見聞を広められるよう、歴史民俗資料館において特別企画展・季節展・展示講演会などを開催しました。 (特別展開催事業)
- ・ 史跡の研究・調査や、市民参加による史跡巡りなどを実施している文化財愛護協会の 活動を支援しました。(団体補助事業:文化財愛護協会)
- ・ 郷土芸能である菅谷大助ばやし(※2)、たっつあい(※3)、門部ひょっとこ踊り (※4)の保存・伝承活動をしている団体を支援しました。(団体補助事業)
- ・ 市内各地に残る年中行事、講(※5)・祭礼などの民俗伝統行事を映像として保存するとともに、郷土理解の教材として活用を図りました。(民俗伝統行事映像保存事業)

◆現状

- ・ 市内には絵画や彫刻をはじめ古墳・天然記念物など、国指定4件、県指定26件、市指 定54件の計84件の指定文化財があります。
- ・ 額田城跡保存会のほか郷土芸能保存会の3団体が、自主的な活動により歴史資産の保 存に取り組んでいます。
- ・ 映像記録として保存を図った無形の資産は、大助まつりや額田まつりをはじめ年中行 事や地域のまつりなど、約50点となっています。
- ・ 歴史民俗資料館では、歴史資産に対する興味・関心が深まるよう、さまざまな企画展 を開催しています。入館者数は平成23年度が11,771人で、同程度で推移しています。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 市内に残る未発掘・未調査の文化財や資史料について、継続して調査を進める必要があります。 (①)
- ・ 市史の編さんは、市の歴史資料を収集・調査・保存するほかに、生涯学習や学校教育 を通して市の歴史に関心を持ってもらうよう、活用する必要があります。(①)
- ・ 貴重な歴史資産である額田城跡を後世に引き継ぐために、計画的な環境整備による適切な保存・管理が必要です。 (①)
- ・ 市民のなかに歴史資産は地域で守る、伝統文化は世代を通して伝承していくという意 識を育てることが必要です。 (①、②)
- ・ 歴史民俗資料館の展示内容を充実して市民に歴史資産や伝統文化への関心を深め、また守り伝える意識を育てる拠点として活用する必要があります。 (①、②)

郷土芸能や伝統文化などが失われないよう、早期に調査し、伝承することが必要です。(②)

◆施策の方針

対 象 市民、歴史資産・伝統文化

意 図 歴史資産と伝統文化を守る

目標指標 歴史資産・伝統文化を大切だと思っている割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 93. 7% | 95% | 96% |

指定文化財の数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 84件 | 87件 | 90件 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | | 主な事務事業 | |
|-----------|-------|-------------------------------------|--|
| ① 歴史資産の保護 | 保存 | と財保護対策事業、市史編さん事業、特別展開催事 | |
| | 業 | 长、団体補助事業(文化財愛護協会) | |
| ② 伝統文化の活用 | と伝承団団 | 本補助事業(郷土芸能保存会) | |

◆基本事業ごとの方針

①歴史資産の保護保存

- ・ 次世代に継承するために、歴史資産の発掘・調査を計画的に進め、適切な保護保存 に努めます。
- ・ 市史の編さんや歴史民俗資料館の展示を通して市の歴史や先人の偉業を広め、市民 一人ひとりにふるさとを愛し、誇る心を育てます。
- ・ 地域の歴史資産は地域で守る意識を育てるため、市民と市との協働により保存・管理を進めます。
- ・ 歴史民俗資料館のほか、額田城跡や神社仏閣など市内の歴史資産については、市の 歴史への関心を内外に広めるために、地域資源としての活用を進めます。

②伝統文化の活用と伝承

- ・ 映像記録を有効活用して、市内に残る無形の文化を失うことなく適切に保存・伝承 します。
- ・ 郷土芸能や伝統行事などを伝承していくため、地域の自主的な活動を支援するとと もに、各地に残る伝承文化の調査・発掘に取り組みます。
- ・ 地域の伝統文化を受け継ぎ、伝承するため、各世代に対して意識啓発を働きかけます。

◆関連する市の計画(計画期間)

• 額田城跡保存管理計画(平成24年度~平成29年度)

- 1 額田城跡:額田南郷にある中世の面影を色濃く残す県下でも有数の巨大城郭。平成10年に、本丸跡、二の丸跡などを市の文化財「史跡名勝天然記念物」に指定。
- 2 菅谷大助ばやし:100年以上の伝統を誇る「大助祭り」とともに伝承された伝統芸能。
- 3 たっつあい:額田地区に残る民話「たっつあい噺 (ばなし)」を後世に残そうと結成された アマチュア劇団。
- 4 門部ひょっとこ踊り:門部地区に残されている郷土芸能。
- 5 講:中世ごろからさまざま信仰集団に「講」という名称がつけられるようになった。同一 の信仰を持つ人々による団体、またその行事や活動を言う。

第4章 豊かな心と文化を育む教育のまちづくり

施策6 多様な文化と交流する機会の充実を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国テネシー州オークリッジ市との間で中学生の 交換交流事業を行いました。(国際交流推進事業)
- ・オークリッジ市との姉妹都市盟約締結 20 周年を記念して、「市民の翼」として市民 10 名および市の代表 4 名を派遣しました。記念式典への出席やホームステイなどを通して 友好関係を深めました。(国際親善姉妹都市 20 周年記念事業)
- ・ 外国人と市民が交流したり、外国について学ぶ機会を提供して市民の国際理解を促す ため、市国際交流協会の活動を支援しました。(国際交流推進事業)
- ・ なか日本語くらぶは、市内の外国人に対して日本語の学習指導を行うほか、外国人の 生活上の相談支援、日本文化体験、市民との交流事業を実施するなど市の国際交流を進 める活動を行っており、市で活動を支援しました。
- ・ 友好都市である秋田県横手市とイベントやスポーツなどの交流を通して、相互理解と 友好を深めました。 (友好都市交流事業)

◆現状

- ・ 市内で生活する外国人数は、平成24年4月1日現在212人で、横ばいの傾向にあります。国別では、中国(69人・32.5%)、フィリピン(43人・20.3%)、韓国・北朝鮮(※1)(40人・18.9%)の順となっており、この3国で7割を占めています。
- ・ 市国際交流協会が主催する行事への参加者数は、平成23年度は500人で、横ばいの傾向にあります。
- ・ なか日本語くらぶでは、外国人に対して日本語の学習指導を行っており、例年 20 人程度が受講しています。
- ・ 横手市との相互交流において、平成23年度はスポーツ少年団や市民などが4回の交流 活動を実施し、70人の子どもたちや市民が友好を深めました。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 国際交流の推進は、イベントを通した交流事業に偏る傾向があります。 (①)
- ・ 国際友好親善はもとより国際理解、人材育成、外国人の生活支援など、進展するグローバル社会(※2)に対応する施策を行う必要があります。 (①)
- ・ 市国際交流協会の運営の自立化を検討する必要があります。 (①)
- ・ 友好都市交流を進めるために、市民の自主的な交流活動を促す必要があります。(②)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 多様な文化に触れ、見聞を広げる・外国人が安心して暮らす

目標指標 (見直し)国際交流活動参加者数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 500人 | 600人 | 700人 |

(見直し) 友好都市交流活動参加者数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 70人 | 80人 | 80人 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|------------|----------|
| ①国際交流の推進 | 国際交流推進事業 |
| ②友好都市交流の推進 | 友好都市交流事業 |

◆基本事業ごとの方針

①国際交流の推進

- ・ 姉妹都市オークリッジ市との交流を活用して、国際的な感覚を養い、グローバル社会に対応できる人材を育成します。
- ・ 欧米に偏らず広く外国文化について学ぶ機会や、市民と外国人が交流する機会を提供することで国際理解を深め、外国人が安心して暮らせる多文化共生社会(※3)の 実現をめざします。
- ・ 市国際交流協会については、各種の国際交流事業をはじめ国際化を進める活動を支援するとともに、法人化などによる運営の自立を促します。

②友好都市交流の推進

- ・ 友好都市横手市との交流を通して、市民が異なった風土や文化、生活習慣に触れ、 理解する機会を提供します。
- 市民による自主的な交流が継続・発展するよう支援します。

◆関連する市の計画(計画期間) なし

- 1 韓国・北朝鮮:外国人登録者数としては、朝鮮半島出身者数としてとらえている。
- 2 グローバル社会:世界をひとつの共同体としてとらえる社会のこと。政治、経済などあらゆる場面でグローバル化が進んでいる。
- 3 多文化共生社会:国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等 な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことができる社会。

第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり

施策1 活力ある農業の振興を図る

施策2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る

施策3 地域資源を活かした観光の振興を図る

第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり

施策1 活力ある農業の振興を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 地域の農業や農村の活性化を図るため、農産工房(※1)や農産物直売所を活用し、 地産地消(※2)を進めました。(農業活動拠点都市施設運営事業)
- ・ 農地を所有していない方たちに農園を貸し出して、農業に親しむ場を設けました。(ふれあい農園運営事業)
- 農地の適正な利用を進めるために助言や指導を行いました。(農業委員会運営事業)
- ・ 米の生産調整を進める中で戸別所得補償制度(※3)について周知を図るとともに、 戦略作物(※4)への転作を促して転作奨励補助金を交付しました。(戸別所得補償対 策事務、戸別所得補償奨励補助事業)
- ・ 市場性のある園芸品目の普及や品質向上を図るため、ひたちなか農業協同組合や茨城 ほしいも対策協議会が実施する調査・研究活動を支援しました。 (園芸振興支援事業)
- ・ 水稲の安定生産のため、空中散布による共同防除を行いました。また、有害鳥獣から の農産物被害を防ぐための防護柵などの設置に対して補助金を交付しました。(空中散 布・イノシシ対策)
- ・ 福島第一原子力発電所事故の影響による農畜産物の出荷停止や風評被害などによる損害について、賠償請求を行いました。 (農産物原子力被害対策事業)
- ・ 家畜伝染病の発生を未然に防ぐため、予防注射を行いました。(畜産振興事業)
- ・ 農業用使用済プラスチック(※5)の適正処理を図るため、その回収費用の助成を行いました。(農業用使用済みプラスチック回収事業)
- ・ 遊休農地(※6)の解消を図るべく認定農業者(※7)などに耕作の斡旋をしたり、 土壌飛散防止や農地保全のため、ヘアリーベッチ(※8)の普及や麦の作付けを推進し ました。(遊休農地対策事業)
- ・ 農業後継者育成のため、情報交換会や先進地視察を行いました。 (農業後継者育成事業)
- ・ 認定農業者などの育成・支援のため、経営規模拡大に必要な機械設備や農地の取得な どにかかる費用、借入金利息の補助を行いました。(担い手育成支援事業)
- ・ 中核的担い手農家(※9) に農地貸借の助成を行い、農地の流動化を促して、遊休農 地の解消に努めるとともに、中核的担い手農家の育成、生産性の向上を図りました。(農 地流動化促進事業)
- ・ 農業生産の向上のため、土地改良事業を推進しました。また、生産基盤の整備や維持 管理のため、土地改良区や水利組合などの事業に補助を行いました。(土地改良推進事 業、土地改良補助事業)
- ・ 農業経営の安定や生産性の向上を図るため、農道や農業用排水路、溜池などの生産基盤を整備しました。(土地改良基盤整備事業)
- ・ 森林の公益的機能 (※10) を確保するため森林愛護活動を行っている団体の活動を支援しました。(民有林造林事業、団体補助事業:森林愛護隊、緑の少年団)

◆現状

- ・ 本市は那珂川と久慈川に挟まれた平坦で肥沃な土地に恵まれており、農業は市の基幹 産業となっています。
- ・ 平成23年度の農地面積は4,497haで、耕作放棄地(※11)は203haとなっています。
- ・ 農家戸数は平成23年度で2,986戸となっており、減少傾向にあります。
- ・ 農業の生産性の向上を図るため、かんがい排水や溜池などの生産基盤の整備を行って います。
- ・ 担い手の育成や農地の集積を図るため、認定農業者や農地の借り手などへの支援を行っています。
- ・ 農業活動拠点施設の農産工房は年間 170 日の利用があり、農産物直売所は平成 23 年度 は年間 7 万人に利用されました。
- ・ 市民農園は1区画30㎡で、100区画のうち86区画を、また、ふれあい農園については1区画20㎡で、全35区画を貸し出しています。
- ・ 戸別所得補償制度については1,139件の取組がありました。
- ・ 認定農業者数は、平成23年度末で81経営体となっています。
- ・ しどりの湯の利用者数は、平成23年度は震災復旧のため6,204人でしたが、平成22 年度は46,752人の利用がありました。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 経営の安定化のため、地域ブランドの創出や販路の拡大を図る必要があります。(①)
- ・ 小規模農家の生産意欲の向上を図るため、地産地消の拡大に取り組む必要があります。 (①)
- ・ 農家(生産者)数や営農規模の拡大、収益性のある新たな作物の栽培など、経営の安定化を図るための取り組みが必要です。(①、④)
- ・ 農業や畜産業は、生産量や収入において社会情勢や気候などによる影響を受けやすい ため、生産体制の強化や経営の安定化に向けた取り組みが必要です。 (①、②)
- ・ 家畜の伝染病や農作物の病害虫・鳥獣被害の予防に加え、放射能による被害について、 適切な情報提供と啓発が必要です。(②)
- ・ 農地の有効利用のため、担い手などに積極的に遊休農地を借りてもらうことが必要です。 (③、④)
- ・ 農業の担い手が高齢化していることから、若者への技術継承を含めた育成支援を行い、 従事者の確保を図る必要があります。(④)
- ・ 農作物の安定的な生産のために、生産基盤の整備を進める必要があります。(5)

◆施策の方針

対 象 農家

意 図 生産意欲をもって農業に従事する

目標指標 (見直し)農地利用率 ((耕作面積-遊休農地面積)/耕作面積)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|----------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成27年度) | (平成 29 年度) |
| 95. 5% | 97. 0% | 97. 6% |

認定農業者数(経営体:人・団体)

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|----------|---------------|
| (平成 23 年度) | (平成27年度) | (平成 29 年度) |
| 81経営体 | 83経営体 | 84 経営体 |

◆基本事業と主な事務事業

| | 基本事業名 | 主な事務事業 |
|-----------|-------------|--------------------------|
| ① 開茶体及公公司 | | 地域農業マスタープラン事業、農業活動拠点施設運営 |
| | 農業経営の発展 | 事業、農業委員会運営事業 |
| 2 | 安全な食料の安定供給 | 戸別所得補償奨励補助事業、農作物被害防除事業、農 |
| 4 | 女主な良杯の女足供和 | 作物原子力被害対策事業 |
| 3 | 農地の有効活用 | 遊休農地解消対策事業、農地情報管理運営事業 |
| 4 | 担い手による農業の展開 | 担い手育成支援事業、農地流動化支援事業 |
| (5) | 生産基盤の整備と保全 | 土地改良推進事業、土地改良基盤整備事業、那珂川沿 |
| (3) | 土圧を強い登開と休生 | 岸農業水利事業、 |

◆基本事業ごとの方針

①農業経営の発展

- ・ 地域が一体となって農業に取り組み、資源や技術を活用して農業生産を向上できるよう市地域農業マスタープランを策定します。
- ・収益性のある戦略的作物の導入や適切な栽培技術の普及により、農業経営の向上を目指します。
- ・ 地域ブランドとなる新たな産品の開発や、生産から加工、販売につながる農業の6 次産業化を進めて、所得の向上と新規就農者の拡大を図ります。
- ・ 農産物直売所や商業施設の活用を含めた販路の拡大や、学校給食における地元野菜 の採用など、地産地消を強化して農家の生産意欲を高めます。

②安全な食料の安定供給

- ・ 戸別所得補償制度を推進して、農家が米の生産を継続できるように支援し、市民への食料の安定供給を図ります。
- ・ 安全・安心な食料を市民に安定的に届けられるよう、需要に応じた野菜栽培を振興 するとともに、農業栽培技術の指導・普及を図ります。
- ・ 畜産農家に対して伝染病予防への啓発や情報提供を行います。
- ・ 病害虫や鳥獣による農作物被害への予防を図ります。また、放射能による被害については、適切な情報提供を行います。

③農地の有効活用

- ・ 農地の有効活用を進め、意欲ある農業者が規模拡大を図れるよう、利用権設定制度 (※12)の普及・啓発を進めます。
- ・ 遊休農地について、土壌飛散や雑草の繁茂を防止するとともに、将来にわたって農地を保全するために土地の所有者に麦などの作付けなどを奨励して、農地の適正な管理を進めます。

④担い手による農業の展開

- ・ 農業・農村の活性化と発展のために、地域農業の担い手の確保を図ります。
- ・ 中核的な農業経営体(※13)が経営規模を拡大してコスト縮減などに取り組み、継続的な農業生産が図れるよう支援します。
- ・ 担い手の経営合理化のために農業生産法人(※14)などの組織化を進めます。
- ・ 将来の担い手となる農業後継者を育成するため、農業技術の習得や情報交換の場として、研修や交流の機会を提供します。

⑤生産基盤の整備と保全

- ・ 農業生産の基盤施設であるほ場 (※15) や用水路、排水路などの土地改良施設の整備を進めるとともに、機能が保たれるよう維持管理を行います。
- ・ 震災からの復興を推進するために、災害に強い農業生産基盤の整備を進めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

地域農業マスタープラン (平成25年度策定)

- 1 農産工房:生産者と消費者の交流の場として利用するほか、豆腐・そばなどの加工体験が行われている。
- 2 地産地消:地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。
- 3 戸別所得補償制度:販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を 交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への 作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す制度。
- 4 戦略作物: 麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、ホールクロップサイレージ(WCS=稲発酵粗飼料)用稲、そば、なたね、加工用米を指す。
- 5 農業用使用済プラスチック:農業生産活動に伴って排出されたプラスチックフィルムのこ

- とで、ビニルハウスで使用されたビニル、土の表面を被覆し野菜を育てるマルチ栽培に使用されたポリエチレンフィルム、肥料袋、育苗箱などがある。
- 6 遊休農地:農地法において定義されている用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。
- 7 認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すた め作成する「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けた農業者。
- 8 ヘアリーベッチ:豆科の植物で、春先から初夏にかけて紫色の花を咲かせ、冬場から春先にかけては、土壌飛散防止や緑肥作物として利用でき、農地の地力維持と環境保全にも効果がある。
- 9 中核的担い手農家:地域の中核的担い手となる農業者。農業を主とする農業専従者(16 歳以上60歳未満の男子で年間農業従事日数が150日以上の者)がおり、農業所得が地域の勤労者世帯の年間所得と概ね均衡し、かつ、農家所得に占める農業所得に占める割合が60%以上である農家。
- 10 森林の公益的機能: 渇水を緩和したり、土砂崩壊を防止したり、二酸化炭素を固定して地球温暖化の防止に貢献したり、野生生物のすみかとなったり、トレッキングやキャンプに利用されたりといった多くの人たちに利益をもたらす機能。
- 11 耕作放棄地:農林水産省が実施する統計調査(農林業センサス)の用語で、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地。
- 12 利用権設定制度:農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りのことで、貸人・借人 双方が安心して農地の管理ができる制度。
- 13 農業経営体:農業生産者や組織。
- 14 農業生産法人:法人形態によって農業を営む法人の総称。
- 15 ほ場:農作物を生産する土地。

第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり

施策2 地域に活力をもたらす商工業の振興を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 市内中小企業者の経営改善や近代化・合理化を図るため、市商工会が行う各種指導・ 相談業務体制の強化などの活動を支援しました。(商工会補助事業)
- ・ 「なか一店逸品事業」(※1)により、店舗ごとに自慢の商品やサービスの開発・提供に取り組んだ事業者に対して、市商工会とともに活動を支援しました。(がんばる商店街支援事業)
- ・ 地域ブランド品の開発と販路の開拓・拡大を進めました。 (特産品開発および販路開 拓支援事業)
- ・ 市内の中小企業者が事業資金を円滑に調達し経営の安定化が図れるよう、低金利の融 資先を斡旋するとともに、信用保証料と利子の一部を補助しました。 (中小企業振興対 策事業)
- ・ 雇用の促進と工業の振興を図るため、県の関係機関と情報交換を行いながら、各種企業セミナーへの参加や企業への戸別訪問などを実施して、工業団地などへの新規企業の誘致活動を行いました。(企業立地促進事業)
- ・ 就業機会を増やすため、県や関係機関と連携して就業情報の提供や就職相談会を実施 しました。(労働者雇用対策事業)
- ・ 市民生活の安定と地域経済の活性化を図るため、市が雇用の機会を創出して求職者・ 失業者を雇用しました。 (緊急雇用創出事業)
- 市商工業振興計画を策定するため、商工業の現況調査を行いました。

◆現状

- ・ ライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化などにより、国道 349 号バイパス沿線 などに見られる郊外型店舗(※2)が商業の主流となる反面、菅谷地区を中心として既 存商店が衰退しています。
- ・ 商店数 (卸売・小売業) と従業員数は、平成 19 年商業統計調査によると 508 店舗、3,446 人となっており、減少傾向にあります。
- ・ 地域資源を活用した地域ブランドは、平成23年度に7品目の試作品を開発し、取り組み事業者は11社となっています。
- ・ 商工業経営者の高齢化や後継者不足が問題となっています。
- ・ 市商工会の会員数は平成23年度1,183人で、減少傾向にあります。
- 那珂西部工業団地や向山工業団地を中心に製造業などの工場が立地しています。
- ・ 製造事業所数と従業員数は、平成 22 年度は 80 事業所、2,483 人と減少傾向にあります。
- ・ 新規に進出する事業所や事業を拡張する事業所に対して、固定資産税の優遇措置を設 けています。
- 市民の就労先は、水戸市、ひたちなか市、那珂市が中心となっています。

◆課題 ※()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 景気の低迷や後継者不足などに加え、東日本大震災などの影響により、商工業の衰退 が懸念されます。 (①、②)
- ・ 商業者が自慢の商品やサービスなどにより独自性を創出し、既存商店街の活性化を図 る必要があります。 (①)
- ・ 賑わいづくりの創出のため、新規商業施設の立地を促進する必要があります。 (①)
- ・ 那珂西部工業団地や向山工業団地などに新たな企業を誘致するなどして、就業の機会 を増やす必要があります。 (②、③)

◆施策の方針

対 象 市民・商工業事業所

意 図 健全な経営がなされる・雇用の場が確保される

目標指標 商品販売額

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|-----------|-----------|-----------|
| (平成 19 年) | (平成 27 年) | (平成 29 年) |
| 765. 1億円 | 670億円 | 700億円 |

製造品出荷額

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|-----------|------------|------------|
| (平成 22 年) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 451. 1億円 | 520億円 | 555億円 |

◆基本事業と主な事務事業

| | 基本事業名 主な事務事業 | |
|---------|--------------|--------------------------|
| ① 本类の任即 | | 中小企業振興対策事業、商工会補助事業、がんばる商 |
| 1) | 商業の振興 | 店街支援事業、商工業振興計画策定事業 |
| ○ 工業の採用 | | 中小企業振興対策事業、商工会補助事業、商工業振興 |
| 2 | 工業の振興 | 計画策定事業、企業立地促進事業 |
| 3 | 雇用対策の促進 | 商工総務事務費 |

◆基本事業ごとの方針

①商業の振興

- ・ 商工業振興計画を策定して、地域の特徴をいかした商業の振興を図ります。
- ・ 魅力ある商店街の形成を図り、賑わいの場を確保するため、JR上菅谷駅周辺や寄 居地区などへ新規商業施設の立地を促進します。
- ・ 商業者が独自の商品やサービスを提供するなど、特色ある事業を展開できるよう支援します。

・ 経営の安定化や後継者不足に対応するため、市商工会と情報を交換・共有し、連携 して経営指導や融資制度の充実、人材の育成を進めます。

②工業の振興

- ・ 商工業振興計画を策定して、地域の特徴をいかした工業の振興を図ります。
- ・ 茨城港(日立港区、常陸那珂港区)に近接し、常磐自動車道那珂ICを有する高い 利便性を活かし、また、固定資産税の優遇制度や復興特区制度(※3)などを活用して、那珂西部工業団地や向山工業団地などへの優良企業の誘致を推進します。
- ・ 経営の安定化や後継者不足に対応するため、市商工会と情報を交換・共有し、連携 して経営指導や融資制度の充実、人材の育成を進めます。

③雇用対策の促進

- ・ 就業の機会を増やすため、いばらき就職・生活総合支援センター(※4)やハローワークなどの関係機関と連携し、就業情報の提供や相談会を開催します。
- ・ 関係機関と連携して商工業事業所の新規立地を促進するなど、雇用の場の創出を図ります。
- ・ ワークライフバランスや育児休業制度の推進など、市商工会などを通して啓発を行い、従業員が安心して働ける環境づくりを支援します。

◆関連する市の計画(計画期間)

▶ 市商業振興計画(平成21年度~平成25年度)

- 1 なか一店逸品事業:店のこだわりや自慢を客にアピールしてファンを増やす取り組みを行う事業者を支援する事業。
- 2 郊外型店舗:都市郊外部の比較的広い道路に出店し、広い駐車場を持った店舗。
- 3 復興特区制度:東日本大震災からの復興に向けて、地方公共団体が地域の状況や特性 を踏まえて地域限定で思い切った特例措置を実現し、復興を加速する制度。
- 4 いばらき就職・生活総合支援センター:就職を目指す方に対して就職に関する支援のほか、 住宅の確保や生計の維持など生活に関する支援をする県の機関。

第5章 活力があり賑わいのあるまちづくり

施策3 地域資源を活かした観光の振興を図る

◆前期計画の取り組み

- ・ 日本のさくら名所 100 選に選ばれている静峰ふるさと公園で「八重桜まつり」を、那 珂総合公園で、市の花である「ひまわり」をシンボルとした「なかひまわりフェスティバル」を開催しました。 (八重桜まつり事業、なかひまわりフェスティバル事業)
- ・ 地域住民の親睦や融和を図り、郷土愛と伝統文化への理解を深めるため、菅谷まつり および額田まつりの開催に対して支援を行いました。 (まつり開催補助事業)
- ・ 静峰ふるさと公園、一の関ため池親水公園、曲がり屋、清水洞の上公園、古徳沼などの観光資源および観光施設の維持・管理を行いました。(施設等管理事業)
- ・ 市の風土やイメージにあった特産品の開発に対して補助を行いました。 (産品開発事業)
- ・ 那珂ふるさと大使(※1)を任命して、パンフレットや特産物を利用して市のPRを 行い、市のイメージアップを図りました。 (那珂ふるさと大使設置事業)
- ・ 観光事業や各種イベントのPR活動などを実施する市観光協会に対して、会の運営を 支援しました。 (観光協会補助事業)
- ・ 市の観光ガイドブック、ホームページや各種メディアなどを活用して、広く観光情報 の周知に努めました。また、市観光協会と連携して「観光ボランティアガイド那珂」の 育成や活動の支援を行うことにより、観光客の受入体制の強化を図りました。 (観光 P R 活動事業)
- ・ 隣接自治体と連携して「水戸黄門さま漫遊ウオーク」などの観光イベントを開催しました。また、広域の自治体で組織されている協議会に加盟して、情報交換やPR活動、先 進地視察などを通して観光行政の推進に取り組みました。

◆現状

- ・ 静峰ふるさと公園、清水洞の上公園や茨城県植物園など、自然と触れ合うことのでき る観光施設があります。
- ・ 一の関ため池や古徳沼などへ飛来する白鳥数の減少に伴い、白鳥を目的に訪れる観光 客は減少傾向にありますが、同時期に「曲がり屋」で展示されている「つるしびな」を 見に訪れる観光客は増加傾向にあります。
- ・ 市内には、神社33社、寺院15寺があり、桜の時期に訪れる観光客が増加しています。
- ・ 「なかひまわりフェスティバル」には、平成 23 年度は 50,000 人、平成 24 年度は 40,000 人の方が来場しました。
- ・ 「八重桜まつり」には、平成 23 年度は 31,000 人、平成 24 年度は 47,000 人の方が来 場しました。
- ・ 菅谷まつりや額田まつりなど、地域に根ざした伝統的な祭りが各地域で開催されています。

- ・ 市内の観光資源を巡る4つの観光ルートとして、旧宿場歴史散策の道、白鳥に会える 曲がり屋への道、うりづらロマンロード、鳥のさえずりと森林浴の道を設定しています が、活用は少ない状況です。
- ・ 当市出身者やゆかりのある 14 人の方を「那珂ふるさと大使」に任命して、市の魅力に ついてPRを行っています。
- ・ 平成23年度末で、市観光協会の会員数は261人、観光ボランティアガイドの登録者は6人となっています。また、市観光協会のホームページには66,718人の閲覧がありました。
- ・ 広域連携として「いばらき県央地域観光協議会(※2)」および「水戸ひたち観光圏 整備推進協議会(※3)」に加盟しています。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 市の花木である「ひまわり」「八重桜」を活用した観光イベントを開催して、市の魅力を広く市内外に伝える必要があります。 (①)
- ・ 観光イベントや地域の祭りなどを地域の活性化につなげるため、市民や関係団体など の主体的な開催を支援する必要があります。 (①)
- ・ 既存の観光資源を活用するほか、新たな資源の発掘、特産品の開発などを通して、市 の産業全体の活性化につなげる必要があります。 (②)
- ・ 市内観光施設の利便性や景観を保全するため、適切な管理を行う必要があります。(②)
- ・ 近隣市町村との広域連携により、市の観光資源の魅力をより高めていく必要があります。(②)
- ・ 広く市の魅力を伝え、「那珂市に来たい」「那珂市を知りたい」と思ってもらえるよう、観光PRの場を増やして情報の発信を充実する必要があります。(③)

◆施策の方針

対 象 市民・観光客

意 図 市への来訪者を増やし、観光振興を図る

目標指標 観光入込客数

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 16万人 | 18万人 | 20万人 |

◆基本事業と主な事務事業

| | 基本事業名 | 主な事務事業 |
|---|--------------------|--|
| 1 | 観光イベントによる地域 活性化 | なかひまわりフェスティバル事業、八重桜まつり事業 |
| 2 | 観光資源の発掘と活用 | 産品開発事業、各観光施設管理事業(静峰ふるさと公 園管理事業、清水洞の上整備事業など) |
| 3 | 観光情報の発信 | 団体補助事業(市観光協会)、那珂ふるさと大使設置事業 |

◆基本事業ごとの方針

①観光イベントによる地域活性化

- ・ 「なかひまわりフェスティバル」や「八重桜まつり」などの観光イベントを活用して、市の魅力を市内外に広く発信します。
- ・ 観光イベントを市民が主体となって進めていけるよう、実行委員会や市民活動団体 などに対して支援を行います。
- 地域に根ざした伝統的な祭りなどの開催を支援します。

②観光資源の発掘と活用

- ・ 市観光振興計画に基づき、観光を切り口にした交流人口の拡大と地域産業の活性化 を市民とともに目指します。
- ・ 神社仏閣などを巡る市内観光ルートの周知を行い、観光資源の有効活用を図ります。
- ・ 観光施設利用者に安全・安心に楽しんでもらえるよう、施設の景観向上と適切な管理に努めます。
- ・ 市の特産品開発や新たな市民参加型イベントへの支援など、観光資源の開発・育成 に努めます。
- ・ 隣接市町村と連携した観光イベントの開催や、広域の観光ルートの設定など、観光 資源の相互活用を図ります。

③観光情報の発信

- ・ 観光ガイドブックやパンフレットなどの観光情報を、市内外へ広く発信します。また、市や市観光協会のホームページを活用して、観光PR活動を推進します。
- 観光客の受入体制強化のため、観光ボランティアガイドの育成や活動を支援します。
- ・ 市観光協会と協働して、わかりやすい観光マップの作成や、観光案内標識、総合案 内所など施設の整備を進めていきます。
- ・ 那珂ふるさと大使を通して、市の魅力を全国に発信します。
- ・ いばらきフィルムコミッション(※4)を活用して、映画やドラマなどのロケを誘致します。

◆関連する市の計画(計画期間)

• 市観光振興計画(平成25年度~平成29年度)

- 1 那珂ふるさと大使: 那珂市の魅力や良さを全国に普及・広報し、市のイメージアップを図るとともに、市政への有益な助言を得るため市が委嘱した者。
- 2 いばらき県央地域観光協議会:県の中央部に位置する水戸市、笠間市、ひたちなか市、那 珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の観光振興を目的とした組織。自治体 および観光協会で構成されている。
- 3 水戸ひたち観光圏整備推進協議会:水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、大洗町、城里町、東海村、大子町および区域に所在する観光団体、交通事業者などで構成され、観光圏整備計画に基づき地域の観光振興を図っている。
- 4 いばらきフィルムコミッション:映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影の誘致・支援活動の県内における統一的相談窓口。

第6章 行財政運営の効率化による 自立したまちづくり

施策1 効果的・効率的な行政運営を行う

施策2 健全な財政運営を行う

施策3 多様な行政サービスを提供する

第6章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり

施策1 効果的・効率的な行政運営を行う

◆前期計画の取り組み

- ・ 第1次市行政改革大綱(集中改革プラン)(※1)において、39の事項に取り組みました。また、第2次市行政改革大綱実施計画(※2)により、44項目からなる行政改革 (※3)に着手しました。(行政改革推進事業)
- 事務の効率化を図るため、市が管理運営する施設のうち3つの施設について指定管理 者制度(※4)を導入しました。(行政改革推進事業)
- ・ 行政評価システムにより施策評価および事務事業評価を実施して、その結果を公表しました。また、外部評価委員会を設置して外部評価を実施しました。 (行政評価システム推進事業)
- ・ 産学官連携として常磐大学と連携協定を締結して、政策決定などに対して助言を受けました。 (産学官連携事業)
- ・ 広域で実施することにより効率化が図られ、また事業効果が上がる事業について、近 隣市町村と組織する各協議会において連携して取り組みました。(広域行政事業)
- ・ 第1次市総合計画の基本構想および前期基本計画を推進するため、実施計画を策定して計画的な事業推進を図りました。また、行政評価システムの施策評価により進行管理を行いました。(各種計画策定事業および進行管理事務)
- ・ 職員の資質向上により行政の効率的な運営を図るため、職務遂行に必要な知識・技能 の習得など、各種の職員研修を実施しました。 (職員研修事業)
- ・ 行政ニーズが複雑・高度・多様化するなかで、職員の能力を向上させて公務能率の一層の推進を図るため、人事評価システムの導入・実施に向けた試行を開始しました。(人事評価事務)
- ・ 総合計画に掲げる「協働のまちづくり」の理念実現を具体化するために行政組織の見 直しをしたほか、グループ制を導入して事務配分の合理化と意思決定の迅速化を図りま した。(行政改革推進事業)
- ・ 行政改革大綱に基づき、事務事業の整理、組織の合理化、計画的な採用などを実施して、職員の定員管理の適正化を行いました。 (行政改革推進事業)
- ・ 電算化による事務処理の効率化を図るため、システムに関する情報収集、調査・研究 を行い、新規システムの導入を図りました。 (高度情報化推進事業)

◆現状

- ・ 第1次市行政改革大綱における取り組み事項39項目中、16項目が完了、21項目が推進中で、実施率は41%となっています。また、改革による削減効果額は、総額で24億34万円で、内訳としては、定員適正化計画の策定(定員削減)による効果額が3億1,080万円、市債発行の抑制による効果額が14億3,590万円などとなっています。
- ・ 行政評価システムにより、30 の施策評価と 211 の事務事業評価を実施しました。評価 の結果を踏まえて事務事業のやり方などを見直す改革改善率は、平成 23 年度は 55.9% となっています。

- ・ 総合計画の目標指数を達成した施策数は、30 施策中、平成23 年度までに12 施策となっており、達成率は40%です。
- ・ 市の職員数は、平成24年4月1日時点で490人、職員1人当たりの人口は115人となっています。また職員定数については、定員適正化計画に基づき年次的に削減しており、旧那珂町・瓜連町の合併時より43人削減されています。
- ・ 指定管理者制度は、市総合保健福祉センター、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎および余暇活 用施設しどりの湯保養センターで導入しています。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 行政改革および行政評価システムを確実に推進し、実効性のあるものにする必要があります。 (①)
- ・ 地方分権(※5)や地域振興への対応として、産学官連携の活用を進める必要があります。(②)
- ・ 地方分権に対応できる体制づくりを進める必要があります。 (②、③、⑤)
- ・ 総合計画をはじめ、各分野で掲げる施策を確実に推進するため、計画的な行政運営を 行う必要があります。(④)
- ・ 公共施設の管理運営や各種団体の運営について、効率化を図る必要があります。(⑤)
- ・ 事務処理システムの導入においては、ハード・ソフトのリース料や保守点検料など、 増大する経費への対応や、技術開発の速さに応じた適切な更新が必要です。(⑤)
- ・ 高度化する情報システムに対応するため、職員の資質向上が必要です。 (⑤)
- ・ 組織の体制強化につながる人事管理システムが必要です。 (⑤)
- ・ 各分野の権限移譲(※6)に伴って事務量が増大し、また事務処理に専門性が求められるなか、限られた職員数で対応する必要があります。(②、⑤)
- ・ 職員の定数管理の適正化により職員数の削減を図る必要があります。(⑤)

◆施策の方針

対 象 市(行政)

意 図 効果的、効率的に行政サービスを提供する

目標指標 行政サービスに対する市民の満足度

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 49. 6% | 65% | 80% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | | 主な事務事業 | |
|-------|--------------|-------------------------|--|
| 1 | 行政改革・行政評価の推進 | 行政改革推進事業、行政評価システム推進事業 | |
| 2 | 地方分権化への対応 | 産学官連携事業 | |
| 3 | 広域行政の推進 | 広域行政事業 | |
| 4 | 計画行政の推進 | 各種計画策定事業および進行管理事務 | |
| 5 | 効果的な行政経営 | 職員研修事業、人事評価事務、高度情報化推進事業 | |

◆基本事業ごとの方針

①行政改革・行政評価の推進

- ・ 行政改革を確実に推進するため、第2次市行政改革大綱に定めた目標の達成に努めます。
- ・ 行政評価の結果に基づき、施策や事務事業の改革・改善を行います。
- ・ 行政改革や行政評価システムをより実効性のあるものとするため、その結果を予算 編成はじめ、組織の改編や職員の定数管理など、行政全般へ反映させる仕組みをつく ります。
- ・ 行政改革および行政評価の結果を公開するとともに、外部委員や外部評価の活用を 進めて、市民の意見を行政運営に反映します。

②地方分権化への対応

- ・ 地域の実情に応じた行政運営を展開するために、協働のまちづくりにより地域主権 (※7)の確立を図ります。
- ・ 権限移譲により増加・高度化する業務に対応し、また、独自性をもった政策を立案・ 形成できるよう、職員の資質向上を図ります。
- ・ 産学官連携の内容を充実して、まちづくりや地域振興に有効な施策・事業の立案・ 実施に活用します。

③広域行政の推進

・ 地方分権化への対応や、自治体に共通する課題の解決のために、広域連携の体制を 積極的に活用します。

④計画行政の推進

- ・ 総合計画と各種計画との整合性を図りながら、それぞれの計画の目標達成に向けて 進行管理を行うことで、各分野にわたる行政運営を統一的に、また確実に進めます。
- ・ 事務事業を効果的・効率的に進めるために実施計画を策定して、総合計画に掲げる 施策の推進に取り組みます。

⑤効果的な行政経営

- ・ 事務事業の民間委託や指定管理者制度の活用により、事務の効率化と民間活力の導入を進めて、市民サービスのさらなる向上を図ります。
- ・ 行政が事務局を務める各種団体の法人化に向けて調査・研究し、効率的な行政運営 をめざします。
- 新規システムの導入や共同システムの活用など、電算化による事務の効率化を一層

進めます。

- ・ 職員の政策形成能力をはじめ、高度情報化に対応できる専門性や情報セキュリティ に対する意識の向上を図るため、職員研修の内容を充実します。
- ・ 職員の意欲と能力を最大限に引き出すため、能力・適性・実績を重視した効果的な 人事評価システムを導入します。
- ・ 高度化する事務事業に対応し、効果的な行政運営を行うため、適正な人員管理と配置、行政組織の見直しを行うとともに、組織を横断した連携による取り組みについて 職員の意識改革を進めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 第2次市行政改革大綱および実施計画(平成22年度~平成25年度)

- 1・2 第1次市行政改革大綱(集中改革プラン)および第2次市行政改革大綱実施計画:市の行政改革を進めるための基本方針。平成17年11月に第1次の大綱を、平成22年2月に平成22年度から平成25年度までの第2次大綱を策定した。また、大綱に基づき行政改革を推進するために実施計画の策定も行った。
- 3 行政改革:行政運営の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として、政府や地 方自治体の行政機関において組織や機能を改革すること。
- 4 指定管理者制度:公の施設の管理を、市が指定する法人(民間も含む)などに行わせる制度。住民サービスの向上や経費の節減などを図ることを目的としている。
- 5 地方分権:政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、或いは全面 的に移管する事を指す。対義語は中央集権。
- 6 権限移譲:平成12年施行の地方分権一括法で、都道府県の権限に属する事務の一部を条例に基づいて市町村が処理できる「事務処理特例制度」が地方自治法に創設され、これにより都道府県から市町村への権限移譲が進んでいる。
- 7 地域主権:地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めること。

第6章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり

施策2 健全な財政運営を行う

◆前期計画の取り組み

- ・ 市税(※1)について、適正に賦課・徴収するとともに、前納報奨制度(※2)により納税意識を高めました。また、納税の利便性と納税機会を拡充するため、コンビニエンスストアでの納入を可能にしました。 (市税の賦課徴収事務、市税前納報奨事業、コンビニ収納事務事業)
- ・ 前納報奨制度は、納税者により徴収・納入の方法が違い、利用できない場合があった ため、市民税の前納報奨を廃止して納税者間の不公平の是正を行うとともに、固定資産 税は交付率を下げて実施しました。 (市税前納報奨事業)
- ・ 市税の滞納については、財産調査やインターネット公売などにより滞納整理事務を強 化しました。また、市民として納税義務を果たす意識の啓発と公正な徴収に努めました。 (収納率向上対策事業)
- ・ 各種使用料などの公金(※3)の滞納については、収納対策本部会議を設置して収納 強化を図りました。(各種公金収納事務)
- ・ 将来の負担を考慮したうえで市債の借入れを行うとともに、各種基金(※4)などからの繰入金を効果的に活用するなどして、事業実施のための財源確保に努めました。
- ・ 市補助金等審議会に外部委員を登用することで、各種団体に対して公平・透明な補助 金の交付を行いました。 (補助金等審議会運営事務)
- ・ 公会計制度を導入して財務諸表などを公開することで、財政状況の透明性の向上に努めました。
- ・ 市財政健全化プラン(※5)を策定して、持続可能な財政運営に向けた改革に着手するとともに、5年間の財政計画を作成して、計画的な財政運営に努めました。(財政計画作成事務)
- ・ 監査制度により、予算に関する事務執行などについて定期監査や決算監査を行いました。 (監査委員設置事業)
- ・ 市保有の財産・物品(※6)について、適切に良好な状態で管理するとともに、活用の図られていない市有地については売却処分を行いました。また、公用自動車の集中管理により稼働率を高め、保有台数を削減しました。(財産管理事務)

◆現状

- ・ 本市の財政状況は、平成 23 年度末時点で経常収支比率 (※7) が 89.2%、一般会計 の市債残高が約 172 億円、基金残高が約 46 億円となっています。
- ・ 歳入は、地方交付税においては、現状では一定水準を維持している状況にあるものの、 一方で税収においては、地価の下落や震災による特別減価により、固定資産税の減少傾 向が続いています。
- ・ 歳出は、扶助費(※8)や公債費(※9)などの義務的経費(※10)の増大に加え、 普通建設事業費(※11)や公共施設の維持対策経費、特別会計に対する繰出金が増加し ています。加えて、平成23年度および平成24年度においては、東日本大震災からの復 旧に予算が投入されています。
- ・ 市税の収納状況を表す徴収率は、平成 23 年度は 91.7%で横ばいで推移しているものの、県平均 90.5%を若干上回っています。
- ・ 平成23年度中の滞納金は、震災の影響による景気の低迷により増加の傾向にあります。 滞納繰越金の徴収率は21.9%にとどまっていますが、県平均19.9%を上回っています。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- ・ 自主納付率の向上を図る一方で、滞納整理を強化する必要があります。 (①)
- ・ 自主財源である税収の増加を図るとともに、税収以外の財源確保に取り組む必要があります。 (①)
- ・ 予算編成をより効果的・効率的に行う必要があります。 (②)
- ・ 東日本大震災による市税の大幅な減収や地方交付税の縮減が見込まれる中、歳出の抑制を図る必要があります。(②)
- ・ 適正な行財政運営のために、監査制度の充実を図る必要があります。 (②)
- ・ 市有地や公用車などの公有財産について、適切に管理する必要があります。 (③)

◆施策の方針

対 象 市(財政)

意 図 自主財源を確保し、収支バランスのとれた健全な状態にする

目標指標 経常収支比率

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 89. 2 | 88. 5 | 88. 0 |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | | 主な事務事業 |
|-------|----------------|---|
| 1 | 財源の確保 | 市税の賦課徴収事務、コンビニ収納事務事業、 各種公金収納事務、収納率向上対策事業 |
| 2 | 健全な財政運営の確立 | 財政計画作成事務、監査委員設置事業 |
| 3 | 公有財産の適正管理と有効活用 | 財産管理事務、未利用地等活用検討委員会運営 事務 |

◆基本事業ごとの方針

①財源の確保

- ・ 納税機会を拡大し、また納入の利便性を向上するため、電子納税(※12)など新たな納税方法の導入を検討するとともに、機会をとらえながら、広く市民に納税意識の向上を働きかけます。
- ・ 公金を適正に収納して自主財源の確保を図るため、収納対策本部会議を設置して滞 納整理を強化します。
- ・ 企業誘致の推進や有料広告の拡大など、自主財源を確保するための取り組みを進めます。

②健全な財政運営の確立

- ・ 行政評価システムを活用して施策や事務事業の貢献度・優先度を評価する仕組みを つくり、予算編成に活用します。
- ・ 財政計画との整合性を図りながら、予算を有効に配分して効果的・効率的な財政運営を行います。
- ・ 行政改革大綱に基づいて歳出の抑制を図るとともに、市債の発行を抑制して持続可能な財政運営を進めます。
- ・ 市の監査における指導を踏まえ、公正で合理的、かつ能率的な財政運営に努めます。
- ・ 市の財政状況について、わかりやすく公開することで市民の財政運営に対する理解 を促します。

③ 公有財産の適正管理と有効活用

- ・ 市有財産の適正管理と有効活用に努めるとともに、未利用となっている市有地については売却を進めます。
- ・ 公用自動車について、稼働率の向上と保有台数の削減を図りながら、集中管理による効率的な運用を進めます。

◆関連する市の計画(計画期間)

・ 市財政健全化プラン (平成21年度~平成25年度)

- 1 市税:市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税。
- 2 前納報奨制度:税を一括納付した納税者に報奨金を交付する制度。
- 3 公金:市税ほか、保育料、給食費、上下水道料、市営住宅家賃など。
- 4 基金:普通地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために、または定額の資金を運用するために設けるもの。
- 5 市財政健全化プラン: 行財政改革により、基金繰入を伴わない収支バランスのとれた健全な 財政運営の確立を図り、持続可能な自治体形成を目指して平成 21 年 2 月に策定。
- 6 公有財産:施設、土地、自動車、バス、機器など。
- 7 経常収支比率: 歳出のうち経常的に支出する経費(主に人件費や扶助費、公債費など)が、 一般財源(市税など使途が特定されない収入)に占める割合。比率が高いほど財政運営に 余裕がない状態を示す。
- 8 扶助費:社会保障制度の一環として支出される経費。生活保護法などの各種の法令に基づくもの、市単独の施策に基づくものがある。義務的経費のひとつ。
- 9 公債費:市が借り入れた地方債の元利償還金および一時借入金の利子をあわせたもの。義務的経費のひとつ。
- 10 義務的経費: 支出が義務的で任意では削減できない経費。人件費、公債費、扶助費を指す。
- 11 普通建設事業費:道路、橋りょう、学校、保育所、庁舎などの公共施設、公用施設の建設事業に必要とされる投資的な経費。
- 12 電子納税:インターネットやモバイルバンキングを利用した納税方法。

第6章 行財政運営の効率化による自立したまちづくり

施策3 多様な行政サービスを提供する

◆前期計画の取り組み

- ・ 質の高い窓口サービスの提供を目指して、正確・迅速・丁寧な対応に努めました。また、市民課の窓口に番号札発券機を設置して、混雑の緩和と公平な対応を図りました。
- ・ 日曜日の窓口開庁を実施して、従来の木曜日の窓口延長に加え、さらなる住民サービスの向上を図りました。 (窓口延長事務)
- ・ 窓口サービス検討委員会を設置して、各課窓口の連携体制を強化するなど、サービス 向上の体制づくりを検討しました。 (窓口サービス検討委員会事務)
- ・ 市民アンケート調査により、行政の各分野における市民の満足度を調査することで、 総合計画の進行管理と市民のニーズの把握に活用しました。(市民アンケート事務)
- ・ 権限移譲を積極的に進め、住民サービスの向上を図りました。 (権限移譲事務)
- ・ フロアマネージャーの設置により、来庁者に対して適切・迅速に対応して窓口サービスの向上を進めました。

◆現状

- ・ 平成 23 年度の市民アンケートによると、窓口サービスが充実している、どちらかといば充実していると答えた人は 58.6%で、平成 20 年度に比べて 5.9 ポイント向上しています。
- ・ 木曜日の窓口延長の取扱件数は、平成23年度は1日平均78.7件で、横ばいの傾向です。また、試行的に実施している日曜開庁時の市民課窓口の取扱件数は、初年度の平成23年度は1日平均36件となっています。
- ・ 平成21年度に「まちづくり特例市」の指定を受けたほか、第2次地方分権一括法(※1)の施行などにより、県から本市へ多くの事務が移譲されています。

◆課題 ※ ()内は、当該課題の解決のために取り組む基本事業の番号

- 窓口サービスを、さらに向上する必要があります。(①)
- ・ 市民アンケートの調査項目の内容と調査方法を見直して、行政サービスの分野ごとに 市民のニーズを把握することが必要です。(②)
- ・ 権限移譲は、市民に対して身近な行政でサービスを提供できる反面、事務量が増大するため、職員の定数管理や費用対効果の検証など、行政改革推進との整合性を図りながら進める必要があります。(②)

◆施策の方針

対 象 市民

意 図 必要なサービスを、適切にかつ迅速に受けることができる。

目標指標 窓口サービスが充実していると感じている市民の割合

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 58. 6% | 70% | 80% |

行政サービスに対する市民の満足度

| 現状値 | 中間目標値 | 目標値 |
|------------|------------|------------|
| (平成 23 年度) | (平成 27 年度) | (平成 29 年度) |
| 49. 6% | 65% | 80% |

◆基本事業と主な事務事業

| 基本事業名 | 主な事務事業 |
|------------------|---|
| ① 行政窓口サービスの提供 | 各課窓口業務、総合案内業務 |
| ② より便利な行政サービスの構築 | 窓口サービス検討委員会事務、市民アンケート 事務、権限移譲事務、窓口延長事務 |

◆基本事業ごとの方針

①行政窓口サービスの提供

・ 行政窓口サービスを適切かつ迅速に提供するため、職員の業務知識と接遇技術の向上を図るとともに、親切で丁寧な応対に努めます。

②より便利な行政サービスの構築

- ・ 市民アンケートを活用して市民のニーズを的確に把握し、行政サービスの向上を図ります。
- ・ 市民の利便性を高めるため、窓口サービス検討委員会を設置して、よりよいサービスの手法・体制を研究、導入します。
- ・ 権限移譲については、住民サービス向上への効果を検証しながら、適切に取り組みます。

◆関連する市の計画(計画期間) なし

※用語の説明

1 第2次地方分権一括法:「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」の略